

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業 入札説明書等に関する質問への回答（２回目）

- ・ 瑞穂公園陸上競技場整備等事業入札説明書に関して、令和2年10月23日までに寄せられた質問への回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和２年１１月２０日
名古屋市

第2回 入札説明書等質問回答

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	9	第2	7				事業範囲	実施方針において瑞穂橋は「土木事務所と共同管理」とあり、同質問回答No.4にて、事業者が行うことは「清掃及び軽微な修繕」とあります。入札説明書、要求水準書(p4)においては、この「土木事務所と共同管理」という言葉は消去されていますが、消去に伴い、上記質問回答No.4の「清掃及び軽微な修繕」は事業対象外との理解で宜しいでしょうか。	事業者による管理となるため、整備業務及び維持管理運営業務の対象となります。よって清掃及び軽微な修繕も事業対象となります。
2	入札説明書	16	第2	12	ウ			自主事業収入	質疑回答No.42にて、提案時に充当額を0円とすることは認めるとありますが、提案時には0円とし、年度が終了した実績値で利益が出た場合、この利益を次年度の指定管理料縮減に充てる事は可能でしょうか。	この場合は、充当額を0円とし、市への寄附金の予定としてご提案ください。
3	入札説明書	30	第5	4				ヒアリング	提案審査のヒアリングの際に、模型を持参してプレゼンを行うことは可能でしょうか。	ヒアリング時のプレゼンテーションについては、事業者が持参したパソコンを市が用意したプロジェクターに接続して、パワーポイント等のデータを投影して行っていただき、それ以外の模型やパネル等を使用することは全て不可とします。 投影する内容は、事業提案書に記載された内容以外は認められませんが、事業提案書の内容をプレゼンテーション用にレイアウト等を再編集する事や、掲載したCGを用いた動画は可とします。 新たな提案内容や事業提案書と相違する内容があった場合は、事業提案書の内容を正として審査・評価します。
4	入札説明書	33	第6	3				事業契約の締結	No.93質疑の回答として「事業契約の締結に係る費用は、落札者の負担とし、サービス購入料Bの対象に含める事は出来ません」とありますが、サービス購入料AもしくはEに含めることは可能という理解でよろしいでしょうか。	事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とすることが本入札への参加条件です。 なお、事業者の提案により、サービス購入料Eに含めることも可能です。

第2回 入札説明書等質問回答

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
5	入札説明書	35	第7	1				サービス購入料の支払い	通常のPFIでは、対象施設の引渡後(改修の場合は改修完了後)にサービス対価が支払われますが、本件の宿泊研修棟改修の施設整備費に対する対価は、陸上競技場等の費用と併せてサービス購入料Bとして支払われるため、宿泊研修棟改修業務の業務完了前に一部が支払われることとなりますが宜しいのでしょうか。 SPCとしては、宿泊研修棟改修に係る費用は業務完了後に費用計上することから、売上計上も同時期とすることが望ましく、宿泊研修棟改修に係る費用は宿泊研修棟改修業務の完了後に、サービス購入料A-2として一括支払い、宿泊研修棟改修の施設整備費分をサービス購入料B-2として分割払いに修正頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 宿泊研修室等の整備に係る費用は、サービス購入料Bとして計上してください。
6	入札説明書	資料1	第1					入札説明書の定義	実施方針等に関する質問回答は、入札説明等及びその質問回答と齟齬がない限り、引き続き有効と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、書類相互間に矛盾、齟齬がある場合は、事業契約書(案)第14条第2項に示す順にその解釈が優先します。
7	入札説明書	資料2-3	(2)		イ	(ア)		算定方法等	質問回答No.149に関連して、「LIBOR廃止に伴う基準金利の変動による費用の増加等は、『原則として』市の負担とする」とありますが、例外的に事業者が費用を負担する場合としてどのような場合を想定しているのでしょうか。	現時点で特定の事項について想定はありません。
8	入札説明書	資料2-3	(2)		イ	(ア)		算定方法(基準金利)	LIBORが公表停止された場合の代替基準金利については、事業者と協議の上で決定するとの回答ですが、協議で合意に至らない場合は、金融機関と事業者が別途締結する金利スワップ契約において定められる代替基準金利を指定する建付として頂くか、又は金利スワップ契約に定められる代替基準金利と乖離した分は名古屋市様にご負担頂けますでしょうか。	事業者と協議が定まらないことは想定していません。

第2回 入札説明書等質問回答

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
9	入札説明書	資料 2-3	(2)		イ	(ア)		算定方法(基準金利)	サービス購入料の基準金利は、LIBORをベースとした指標(TSR10年物)となっておりますが、本邦金融機関が資金調達を行う際は、TIBORベースでの資金調達を行うことから、TIBORとLIBORの金利差変動リスクが生じます。今後の市場動向含め、当該リスクを融資金融機関で取ることは難しく、事業者リスクとなることが想定されます。そのため、当該金利差は名古屋市様で負担頂くか、TIBORをベースとした基準金利を設定頂けますでしょうか。	LIBORが停止された場合は、協議によります。
10	入札説明書	資料 2-4	(2)		イ	(イ)		サービス購入料Bの支払い方法	令和8年度第1四半期よりサービス購入料Bを支払うとございますが、第1四半期相当分を7月1日以降に事業者から貴市に請求し、請求日から30日以内に第1回目のサービス購入料Bが支払われるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書資料2において、「請求日から」ではなく、「請求を受けた日から」と規定しており、市への請求が到達した日を基準とした30日以内の支払いです。なお、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合、請求書の提出は必要ありません。
11	入札説明書	資料 2-5	(2)		ウ	(ア)		構成される費用の内容	質問回答No.159において、サービス購入料A及びBにより整備した部分の修繕費は、サービス購入料Dに含めてくださいとあります。宿泊研修棟など部分改修となる対象施設の場合、改修した部分はサービス購入料D、改修しない範囲はサービス購入料Cということでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	資料 2-5	(2)		ウ	(イ)	a	算定方法等	質問回答No.160にて修繕費基準額は税込み金額とあります。修繕費基準額は消費税10%を含めた金額と認識しており、消費税10%分を除いた税抜金額が、提案で下回ってはいけない税抜金額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回 入札説明書等質問回答

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
13	入札説明書	資料 2-6	(2)					【参考1】指定管理料の実績	R2年度の指定管理料の収支明細の開示をお願いします。	令和2年9月以降に配布した添付資料をご覧ください。
14	入札説明書	資料 2-8	(2)		オ			統括管理業務に係る対価(サービス購入料E)	令和3年度分は合計1,500,000円とございますが、消費税込みで1,500,000円でしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	資料 2-1 0	(3)		ア	(ア)		サービス購入料Aの改定方法	陸上競技場等の着工日の属する月の指標値を用いますが、建設工事の着工日であり、解体・撤去工事の着工日ではない、という理解で宜しいでしょうか。	建設工事に係る「施工計画書」とともに市に提出する工事着工届に記載される着工日の属する月の指標値を比較するものとします。
16	入札説明書	資料 2-1 0	(3)		ア	(ア)		サービス購入料Aの改定方法	施設区分やエリア区分ごとに着工日が異なります。ついては、それぞれの区分ごとに物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができるという理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料Aは、施設区分やエリア区分毎の支払いを想定していません。改定にあたっては、建設工事に係る「施工計画書」とともに市に提出する工事着工届に記載される着工日の属する月の指標値を比較するものとします。
17	入札説明書	資料 2-1 1	(3)		ウ	(ア)		サービス購入料C対象となる費用と参照指標	質問回答No.190の質問について、再度確認させていただきます。 基準額を超える修繕費が発生した場合も事業者による負担とする旨の質問回答もございます。 この回答を鑑みるとサービス購入料Cの修繕費は、要求水準書10の1(4)「コ修繕費等について」に記載の条件にある修繕は、事業者で履行保証する必要があるため、事業期間にわたる物価変動の対象とすることが公平な契約条件と考えます。 サービス購入料Cの修繕費は、物価改定の対象とするようご再考をお願い致します。	サービス購入料Cについては物価改定の対象としません。既存施設の修繕費(サービス購入料C)を超えて施工する必要がある場合、2,500千円以下の工事であっても、市との協議の上、市の予算の範囲内で、市が実施する場合があります。ただし、既存施設の修繕費(サービス購入料C)予算を超えて、自主事業として施工することは可能です。

第2回 入札説明書等質問回答

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
18	入札説明書	資料 3-4	(2)		キ	(ア)		事業期間終了時のモニタリング	質問回答No.207において、大規模修繕は市が行う旨の回答があります。 市が実施する修繕とは、サービス購入料C及びサービス購入料Dの双方の範囲で適用される条件と考えてよろしいでしょうか。	市が実施する大規模修繕は、既存施設に関するものです。事業者が施工した施設及び箇所(サービス購入料A及びBで施工した部分)については、修繕の大小を問わず、事業者の負担となります。
19	入札説明書	資料 3-4	(2)		キ	(ア)		事業期間終了時のモニタリング	質問回答No.207において、大規模修繕は市が行う旨の回答があります。 事業期間内(引渡まで)において、必要な大規模修繕については、市にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。 また、大規模修繕の実施時期について、入札提案時に事業者から提案を行ってもよろしいでしょうか。	既存施設の大規模修繕は、市が実施しますが、予算措置が必要です。指定管理開始後、大規模修繕が必要な箇所について、要望を受けることとしていますが、入札提案時の事業者による提案を妨げるものではありません。
20	入札説明書	資料 3-9	(5)		ア			文言について	中項目内に「維持管理段階」「維持管理業務」とありますが、それぞれ「維持管理運営段階」「維持管理運営業務」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	資料 3-10	(5)		ア	(オ)		減額ポイントの支払額への反映範囲について	サービス購入料C及びDが減額ポイントに基づく支払減額対象となっておりますが、サービス購入料Cのうちの修繕費やサービス購入料Dが減額となりますと必要な修繕を実施することが出来ず、さらに減額ポイントが発生するという悪循環に陥ってしまうことが想定されます。サービス購入料Cのうちの修繕費及びサービス購入料Dは減額対象から外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。減額はサービス購入料全体に対して行うものです。

第2回 入札説明書等質問回答

■入札説明書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
22	入札説明書等に関する質問回答	3	No.15						「施設用地は、令和5年度から令和22年度までの指定管理区域に含まれています。」とありますが、入札金額に見込んでおくべき費用を具体的にお示し下さい。 見積作業、工程検証に左右するため、お早目にご回答を頂きますようお願いいたします。	要求水準書の第5の2(2)コの記載内容に基づいて入札金額を見込んでください。市が整備を実施した場合は、利用料金収入や維持管理運営費について協議します。
23	入札説明書等に関する質問回答	14	No.93					事業契約締結に係る弁護士費用・印紙代	通常事業費に含まれる弁護士費用・印紙代について、特別目的会社の設立費用としてサービス購入料Bの対象費用に含めることはできないとありますが、落札者により設立される特別目的会社の設立費用を事業費として計上できるにもかかわらず、設立後に要する費用である事業契約締結に係る費用を、落札者の負担として事業費として計上できない理由をご教示いただくとともに回答を見直していただけないでしょうか。	事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とすることが本入札への参加条件です。
24	入札説明書等に関する質問回答	14	No.98					工事用敷地の使用料減免	工事用敷地として使用する場合の使用料の算定基準については、場所によるため市と協議とのことですが、工事用の仮設事務所建設用地についての場所指定と当該使用料を事前にご教示いただけないでしょうか。	仮設事務所を設置する場合は、陸上競技場建設エリア内に設置してください。この場合、設置に係る使用料は減免になります。
25	現地見学会質問一覧		No.12					北陸上競技場北倉庫	仮設倉庫撤去後の跡地の整備は、当事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、整備後の管理は必要です。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
26	要求水準書	10	第1	4				準拠すべき基準	整備する施設に応じて、「建築設計基準」「公共建築工事特記仕様書」「建築工事監理指針」「建築工事特記仕様書」など建築基準に準拠する施設と、「土木工事標準仕様書」「土木工事共通特記仕様書」「工事共通構造図」(名古屋市緑政土木局)など土木基準に準拠する施設とがあるものと考えられます。そのなかで建築基準で設計、工事、工事監理を実施する施設については、貴市が実施する中間確認、完工確認についての必要書類、手法についても、建築関連基準によるものと理解してよろしいでしょうか。 また土木基準の施設についても同様に土木関連基準によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、適用する基準については設計時に協議するものとします。
27	要求水準書	20	第2	1	(1)	ア	(ア)	諸室	陸上競技場の会議室の利用方法について、ご教示ください。	現状の名古屋市瑞穂公園条例では、原則会議室は本体施設と一体で利用することとしており、陸上競技場やラグビー場の会議室を単独で貸出しすることができません。単独で貸し出しができるようにするためには、条例を改正する必要があります。(会議室を単独で貸出しできるようになった場合でも、陸上競技場等の利用者が会議室を優先的に予約できるよう調整は必要です。)
28	要求水準書	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定(令和3～4年度)	都市計画変更等に伴う図書作成等の業務は別途貴市でご発注いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	別途発注はしません。 説明用資料を作成していただき、市と共に説明や協議を行っていただきます。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
29	要求水準書	26	第2	2	(4)	イ	(カ)	下水道更新工事	質問回答No.266にて、下水道更新工事の範囲は陸上競技場東側道路の北側一部に合わせ、緑陰広場の横断道路、緑陰広場の東側道路において計画され、切廻道路の整備と同時期、同調しての下水本管整備が見込まれるとなっています。陸上競技場及び周辺施設の計画や整備において調整が発生するため、具体的にどの範囲で下水道更新工事が予定されているか、参考資料の開示をお願いします。	追加資料として配布します。
30	要求水準書	26	第2	2	(4)	イ	(カ)	下水道更新工事	質問回答No.266にて、下水道更新工事の範囲が陸上競技場東側道路の北側一部となっていますが、陸上競技場東側道路の南側一部等には既存の下水道本管が存置されているのでしょうか。下水道本管が存置されている場合、新陸上競技場の整備に当たって支障となった場合は下水道管理者により移設等工事を行って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。支障とならない場合は、既存下水道本管は公園敷地内の污水管として活用できるのでしょうか。	陸上競技場東側道路の南側一部において、下水道管理者が管理する下水道本管が存置されます。陸上競技場の整備に当たり下水道本管が支障となった場合は、事業者の負担により下水道本管の撤去、公園敷地内の新たな污水管として整備を行ってください。下水道管理者の下水道本管が存置される場合は、公共下水道の排水が維持できるよう管路接続を行ってください。
31	要求水準書	43	第3	2	(6)			警備計画	質問回答No.291に関連して、再度質問申し上げます。現状の夜間警備において、警備員が常駐している場所についてご教示ください。	現在の陸上競技場内です。
32	要求水準書	43	第3	2	(6)			警備計画	質問回答No.291に関連して、再度質問申し上げます。新陸上競技場の建設期間中の夜間における警備常駐場所は、宿泊研修棟 研修室が詰め所・防災管理室になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
33	要求水準書	43	第3	2	(6)			警備計画	新陸上競技場の建設期間中における公園全体の防災監視計画について、「維持管理参考資料16_既存中央監視システム資料」と同様に市が想定されている計画資料を書面で提示いただけないでしょうか。	追加資料として配布します。
34	要求水準書	47	第3	3	(6)			南連絡橋	現状、混雑による問題があるようではなく、老朽化が顕著である訳でもないため、連絡橋の全ての部分を撤去し再整備する必要があるでしょうか。 見積作業、工程検証に左右するため、お早目にご回答を頂きますようお願いいたします。	現在の南連絡橋は、地上レベルから階段等での昇降が必要な為、利用頻度が低くなっていますが、一方で、イベント終了時には南連絡橋下の横断歩道や山下通りの競技場側歩道は大変混雑しています。今回の計画において、デッキやエントランスのレベルに直接つながることにより、横断歩道を介さずに山下通りの反対側の歩道に接続することで、イベント終了時の退場者動線を南連絡橋へ誘導し、競技場の出入口周辺や競技場側歩道の混雑を緩和させることを意図しています。 よって、連絡橋の全ての部分を撤去し、再整備してください。
35	要求水準書	47 65	第3 第4	3 2	(6) (3)			南連絡橋	道路上に新設する南連絡橋、既設の北連絡橋について、道路占用に関する費用が発生する場合でも、事業者の費用負担は無いものと考えてよろしいでしょうか。	橋の占用部分については、道路の占用料徴収はありません。その他に工事に係る占用料については、事業者にて対応してください。
36	要求水準書	61	第3	3	(3)	工	(工)	総合監視設備	現瑞穂運動場の監視機能のラグビー場横敷地の仮設建物への移設とは、警報、監視、電話、LAN他既存システムすべてを対象と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	61	第3	3	(3)	工	(工)	総合監視設備	現瑞穂運動場からの監視機能の移設は別途工事の認識ですが、新瑞穂運動場防災センターへの監視機能移設については本工事と理解します。については各システムの詳細図の見積条件をご指示ください。	追加資料として配布します。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
38	要求水準書	65	第4	2	(1)				3階宿泊研修室や1階旧食堂等について改修内容を設定できない条件の下、改修内容と合致しない費用を入札金額として提出することについて、入札手続き透明性確保のためにも、当該部分は事業対象外として頂くか、もしくは改修内容を提案させて頂き、その費用を入札金額として提出し、その後内容が確定した時点でサービス購入費の増減手続きとして頂きますようお願いいたします。 見積作業、工程検証に左右するため、お早目にご回答を頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとします。 契約後のパークマネジメント活動業務の中で市民意見等を確認し、計画を決めることになります。整備費用については、想定はある程度変わるものとして、内装材(下地材含む)及び設備機器(配管・配線含む)の全てを更新するものとして積算してください。提案内容については、要求水準を満たすことを前提としますので、市民とのワークショップによる要望が提案水準を下回る内容であったとしても、要求水準に基づく提案水準を満たすようにしてください。
39	要求水準書	65	第4	2	(1)				(ア) 既存機能を維持し、継続利用しながら、地域交流機能の充実と活動の活性化を図る。と記載がありますが、既存機能とは、宿泊機能、スタジオ機能という解釈かどうか、各事業者統一の見解として頂きたく存じます。	既存機能は改修部分以外である屋内プールやトレーニング室等を指し、宿泊機能は指しません。また、スタジオ機能は現指定管理者の自主事業によるもので、現指定管理者が終了する時点で、原状復帰となります。 整備期間中も原則として休館をしないような提案をしてください。
40	要求水準書	66	第4	2	(4)	イ	(ア)	店舗等の併設	休憩所に「店舗等の併設も可能とする」と記載があるが、官民対話において、民間収益施設としての店舗は、所有権は事業者として区分のうえ、当該部のみ原状復旧すなわち取り壊しができるよう(別棟)にとの説明がありましたが、要求水準書に明記していただきますでしょうか。	要求水準書に追記します。
41	要求水準書	70	第5	2	(1)	カ	(ウ)	史跡広場の整備	史跡大曲輪貝塚および追加指定候補地について、スタジアム竣工後に調査等で掘り起こす可能性はありますでしょうか。掘り起こす可能性がある場合、掘り起こしに際し、発生した史跡広場の設備の取り外しや取り付け、形状変更に対する原状復旧にかかる費用は、貴市にてご負担いただけますでしょうか。	現段階で、スタジアム竣工後に発掘調査を実施することは予定しておりませんが、竣工後に発掘調査の実施が必要となった場合については、発掘調査が必要となった理由により、費用負担元は変わると考えられます。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
42	要求水準書	72	第5	2	(1)	カ	(ク)	説明板・総合案内板・案内板の製作・設置	下内田貝塚に関する現状の案内板の位置は、追加資料でいただいた「1939年発掘調査地点」とも「平成27年度試掘調査地点」とも合致しません。今回の計画において整備してはいけない範囲がありましたらご教示ください。また、案内板の位置指定がございましたら併せてご教示ください。	整備してはいけない範囲の指定はありませんが、地下の埋蔵文化財の保存を原則とします。説明板の設置位置は、下内田貝塚を見学するうえで適切かつ効果的な位置をご提案ください。
43	要求水準書	77	第5	2	(2)	ウ		瑞穂橋	山崎川にかかる瑞穂橋等について、河川占用に関する費用が発生する場合でも、事業者の費用負担は無いものと考えてよろしいでしょうか。	公共の用に供する施設によっては、占用料が減免されることが一般的ですが、施設の性質によっては占用料が発生する場合があります。施設の提案内容によって占用料が発生する場合は、事業者による負担となります。
44	要求水準書	77	第5	2	(2)	エ	(フ)	東児童園	「南東部の広場(平場部分)」については、整備対象外とする」とありますが、理由をご教示ください。また、将来的には市民の立ち入れる範囲として整備されと考えてよろしいでしょうか。	当該部分については、別途整備を計画中です。
45	要求水準書	79	第5	2	(2)	コ		施設用地(整地)	施設用地を整地後、建設工事用地として必要な範囲内で使用することは可能でしょうか。またその場合、使用料は減免という理解でよろしいでしょうか。	使用の範囲・期間・内容について、市との協議によります。建設工事用地として使用する場合は、使用料を減免します。
46	要求水準書	92	第8	2	(3)	イ			「杭及び地下構造物については全て撤去する」とあり、質疑回答でも要求水準書に記載のとおりとされておりますが、撤去範囲を最小限に留めることについて、再度ご検討頂きたい。見積作業、工程検証に左右するため、お早目にご回答を頂きますようお願いいたします。	地下工作物の有用性を事業者が示した場合には残置について協議しますが、事業費削減や工期短縮のための残置は認められません。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
47	要求水準書	102	第9	2	(4)			開業準備業務について	開業準備業務に記載されているア～キ以外に予約受付業務等は発生しませんでしょうか。	予約受付業務等は、運営業務です。
48	要求水準書	106	第10	1	(4)	ア		指定管理料	「施設の管理運営に要する経費(以下「管理運営経費」という)」の積算のため、現指定管理者の年間業務報告書、収支報告書を直近3ヵ年分の情報開示をお願い致します。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません。
49	要求水準書	106	第10	1	(4)	イ	(ア)	b利用料金の設定	No.455質疑の回答として、駐車場の料金体系については「条例によるため原案通りとします」とのことですが、自主事業として条例以外の料金設定することは可能という理解でよろしいでしょうか。	公共施設ですので、条例を順守してください。
50	要求水準書	107 108	第10	1	(4)	ウキ		自主事業	No.457質疑回答にて「利用時間の延長」とありますが、年間で延長した時間数の明細をご教示ください。	市に資料がありません。
51	要求水準書	107 108	第10	1	(4)	ウキ		自主事業	No.457質疑回答において自主事業の項目の記載がありますが、市が指定する教室事業は自主事業で行われているという理解でよろしいでしょうか。	市が指定する教室事業は、自主事業ではありません。要求水準書第10・2・(1)・ア・(オ)を参照してください。
52	要求水準書	109	第10	1	(4)	オ		民間収益施設及び広告掲載にかかる経費	民間収益施設及び広告掲載に係る経費を記載する場合は、様式6-4-3(7)においてどの項目に含めればよろしいでしょうか。	自主事業に係る経費のその他に含めるか、行を追加してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
53	要求水準書	109	第10	1	(4)	ケ		指定管理料の変更、返還	No.468質疑の回答にて、新型コロナ等における市の指示による営業自粛については状況により当初合意された指定管理料を見直す場合もあり得ますとありますが、市の指示による営業自粛を行った場合でも指定管理料を削減される場合があるということでしょうか。また具体的にどのような状況の場合に削減されるのかをご教示ください。	現時点では、具体的な状況を想定していません。名古屋市全体での判断になります。
54	要求水準書	110	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	既存施設・整備施設共に適切な管理・修繕を行うためには、経年劣化等の状況を確認しながら、翌年以降に執行を繰り越したり、前倒しで緊急執行したりせざるを得ないのが現実です。未執行分の修繕費は市に返納して(支払いを受けずに)翌年度以降に執行しようとする事業者の資金が足りなくなり、必要な修繕ができず施設を閉鎖せざるを得ない状況に陥るリスクがあります。各年度の執行額が提案額に満たなかった場合に、差額を市へ返納する条件は見直しいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
55	要求水準書	110	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	今回の既存施設の修繕費の支払い条件によると、事業者の修繕業務の範囲外である1件250万円超の費用が掛かる想定外の不具合・故障が発生し、かつ市の予算が確保できない場合において、事業者の修繕の責任は免れるとの理解でよろしいでしょうか。免れない場合、SPCは常に予備費を確保する必要がありますが、そのような事業の仕組みであるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の事由によらない場合は、市の責任分担となります。なお、予算措置ができるまでの応急処置や施設運営には、協力をしていただきます。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
56	要求水準書	110	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	今回の既存施設の修繕費の支払い条件によると、事業者の修繕業務の範囲外である1件250万円超の費用が掛かる想定外の不具合・故障が発生し、かつ市の予算が確保できない場合において、修繕を行わないと施設を供用できない事態が想定されます。その際は当該施設を閉鎖する必要がありますが、そのリスク分担（利用料金収入、市民からのクレーム対応等）は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の事由によらない場合は、市の責任分担となりますが、市民対応等については、指定管理者として責任ある対応をしてください。
57	要求水準書	110	第10	1	(4)	コ	(ア)	a原形を変ずる修繕及び模様替	質問回答No.473に関連し、再度確認願います。 「原形を変ずる修繕及び模様替」及び質問回答No.472と「維持管理運営参考資料8修繕費の範囲」に記載されている「修繕費から除外されるもの」の記載内容が合致しないように見受けられます。 質問回答No.472の回答（原型を変ずる修繕及び模様替えの定義）に加えて、維持管理運営参考資料8修繕費の範囲に記載されている「修繕費から除外されるもの」の範囲が事業者対象外の範囲と考えてよろしいでしょうか。	「修繕費から除外されるもの」については、一般管理費等で対応してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
58	要求水準書	110	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	既存施設の修繕においても、提案額(総額)を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払は行わないとあります。 既存施設の修繕費は、どのように試算・見積を行い提案すればよろしいでしょうか？ 既存施設の劣化状況を把握する資料・手段が無いと認識しておりますが、どのようにお考えでしょうか？ 基準額を超過する修繕費用を見込むことが難しく、基準額の超過する修繕の実施においては市と事業者間で協議し決定することとさせていただきます。	原案のとおりとします。試算・見積りが難しい場合は、基準額で提案してください。サービス購入料Cに係る修繕費は、主に既存施設の応急修繕に対応するものですが、執行状況(予算の残り具合)によっては、既存施設の予防保全や機能改善に充当することも可能です。中長期修繕計画を作成し、予防保全や機能改善が望ましい箇所を把握しておくことで、効果的に修繕費を執行してもらうことを想定しています。また、1件2,500千円を超える修繕工事は、市が執行することになっており、指定管理者からの要望を受けて、市が施工または予算要求を行います。耐用年数の超過など、中長期修繕計画を作成し、施設の状態を把握しておくことで、市に適切な要望をしてもらうことを想定しています。既存施設の修繕費(サービス購入料C)を超えて施工する必要が生じた場合、2,500千円以下の工事であっても、市との協議の上、市の予算の範囲内で、市が実施する場合があります。ただし、既存施設の修繕費(サービス購入料C)予算を超えて、自主事業として施工することは可能です。中長期修繕計画は、提案の段階で作成していただく必要はありません。指定管理業務を実施する過程で、整備していただきます。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
59	要求水準書	110	第10	1	(4)	コ	(1)	修繕費等について	各年度が終了した時点で、執行額が提案額を超えて発生した場合、市から追加の支払いは行わないとあります。 また、質問回答No.176では、年度を超える前倒し実施や延期は認めないとあります。 貴市の御意向は年度を跨いで予算の移動ができない都合があると認識しておりますが、提案時の修繕計画に対し、「ある修繕工事」を前倒して実施する必要があった場合、下記の対応について協議をさせていただけないでしょうか。 貴市の予算計画は変わらず、貴市にとっての不都合はないと考えます。 ●前倒した修繕工事は、事業者にて費用を立替える ●事業者が実施した工事について貴市は、提案時修繕計画で予定していた年度に当該年度の修繕提案額を上限に実施工事費用を支払う。	サービス購入料Cに係る修繕費は、主に既存施設の応急修繕に対応するものですが、執行状況(予算の残り具合)によっては、既存施設の予防保全や機能改善に充当することも可能です。中長期修繕計画を作成し、予防保全や機能改善が望ましい箇所を把握しておくことで、効果的に修繕費を執行してもらうことを想定しています。また、1件2,500千円を超える修繕工事は、市が執行することになっており、指定管理者からの要望を受けて、市が施工または予算要求を行います。耐用年数の超過など、中長期修繕計画を作成し、施設の状況を把握しておくことで、市に適切な要望をしてもらうことを想定しています。以上のことから、施設・設備の状況により中長期修繕計画は、適切に更新してください。また、既存施設の修繕費(サービス購入料C)は、予算内で実施してもらうため、各年度の提案額は、変更を認めません。 なお、既存施設の修繕費(サービス購入料C)を超えて施工する必要が生じた場合、2,500千円以下の工事であっても、市との協議の上、市の予算の範囲内で、市が実施する場合があります。ただし、既存施設の修繕費(サービス購入料C)予算を超えて、自主事業として施工することは可能です。中長期修繕計画は、提案の段階で作成していただく必要はありません。指定管理業務を実施する過程で、整備していただきます。 サービス購入料Dについては、原則として提案書のとおりに行うように努めてください。ただし、特段の事情がある場合、市は協議に応じます。なお、当該年度の予算額の変更はできません。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
60	要求水準書	110	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	第1回質問回答No.483において、各年度の修繕費清算の対象となる修繕費の執行額(総額)とは、各年度末までに修繕が完了し、実際に支払った額を指すとの回答がありましたが、事業者(SPC)が市からサービス購入料をもらう前に修繕を行った維持管理企業に修繕費を支払うことは金額によってはSPCに資金調達が必要になる可能性が考えられ事業費の上昇につながるため合理的ではありません。維持管理企業の請求書など支払額が明確にわかる証憑をもって清算をできるようにお願いできないでしょうか。	原案のとおりとします。
61	要求水準書	110	第10	1	(7)			指定の取り消し等	質問回答No.498において、指定管理者の指定取り消しにかかる違約金は、サービス購入料C・D合計の100分の10に相当する違約金の金額に含むとの回答があります。債権として確定していない修繕費を含む総額が母数になっていると考えますが、違約金設定としては修繕費を除く総額が適切かつ公平と考えており、ご再考をお願い致します。	原案のとおりとします。
62	要求水準書	111	第10	1	(7)	カ		違約金について	指定管理者の指定取り消し事由として「本施設を公の施設として廃止するとき」とありますが、この場合は事業契約書77条の規定によるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書77条の規定は、市が事業契約上の重要な義務に違反した場合にかかる規定であり、「本施設を公の施設として廃止するとき」には該当しません。
63	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(ア)	c 管理業務に従事する者に必要な人数の基準	「施設の管理運営(宿泊研修棟管理事務所)」のポスト名欄に、「施設管理担当者(副総括責任者含む。)」と記載があります。副総括責任者について、「含む」とありますので、常時含めるということではなく、含めるか否かは任意と解釈してよろしいでしょうか。	常時含めてください。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
64	要求水準書	119	第10	2	(1)	ア	(ア)	管理業務に従事する者に必要な人数の基準	「※4 常時ポストの中に、プール運営責任者又はプール副運営責任者を含めること。」と記載があります。「常時」とありますので、配置されたスタッフの休憩時間や勤務時間外にも考慮して、別の人間(プール運営責任者又はプール副運営責任者)を配置。常に「プール運営責任者又はプール副運営責任者」がいる状態にするという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	120	第10	2	(1)	ア	(ア)	管理業務に従事する者に必要な人数の基準	こちらの表にあるポスト数は、常時配置する最低限の人数という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	120	第10	2	(1)	ア	(ア)	管理業務に従事する者に必要な人数の基準	施設整備担当者及び設備管理担当者の業務は127ページ以降に記載されている「エ 瑞穂運動場の維持管理及び修繕(原形を変えずの修繕及び模様替を除く)」及び136ページ以降に記載されている「オ 公園の維持管理に関すること」を実施するうえで密接に関わるものと考えます。効率的な人員運用のため必要な知識及び技能並びに配置の基準及びポスト数を満たす限りにおいて施設整備担当者及び設備管理担当者は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	「施設整備担当者1ポスト・設備管理担当者1ポスト」について、「施設整備担当者及び設備管理担当者を兼務で2ポスト」とすることは認めます。
67	要求水準書	121	第10	2	(1)	ア	(ア)	管理業務に従事する者に必要な人数の基準	Jリーグの試合が夜間に開催される場合において、過去の実績では使用終了後の施設の後片付け、点検等業務の終了時間が最長何時までかかったかご教示ください。	翌日午前2時30分までです。
68	要求水準書	122	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	スタジオ教室、プール教室について、過去5年分の利用者実績について、ご教示ください。	市に資料がありません。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
69	要求水準書	122	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	スタジオ教室、プール教室について、現行の教室一覧(※参考資料6／講座・教室開催一覧)をいただいておりますが、各教室の1教室あたりのクラス数、内容、人数等の詳細についてご教示ください。 ※例えば、水曜日の「小学生水泳教室」定員60名は何クラスに分かれて実施しているのか等	市に資料がありません。
70	要求水準書	124	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	項目eの、実施すべきライフステージに応じた教室に「理論と実践を組み合わせた教室」の記載がなく、維持管理参考資料4-3には記載があります。要求水準書が正という解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書を修正します。
71	要求水準書	125	第10	2	(1)	ア	(カ)	一般の利用及び事業の実施に関する事	「指定管理者が実施する業務」の「一般の利用及び事業の実施に関する事」において、P6およびP105では、スポーツ関係団体との連携、協力」、P125では「スポーツ関係団体等との連携、協力」とありますが、同義と捉えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	125	第10	2	(1)	ア	(キ)	一般の利用及び事業の実施に関する事	「指定管理者が実施する業務」の「一般の利用及び事業の実施に関する事」において、P6およびP105では、「国際的・全国的な大会等の誘致、開催」、P125では「国際大会等の誘致、開催」とありますが、同義と捉えて宜しいでしょうか。	要求水準書115ページ(f)のとおりです。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
73	要求水準書	125	第10	2	(1)	ア	(キ)	国際大会等の誘致、開催	令和2年8月28日に公表された質問回答No.25及びNo.538で「誘致の主体は市が行う」とご回答頂いていますが、様式9-3(7)では国際的な競技大会等の誘致・開催実績の記載が求められています。ご回答の趣旨からしてこれらの実績は評価の対象とはならないと理解してよろしいでしょうか。	誘致にあたり、事業者は市に協力することとしており、その能力を見るための様式です。評価項目についてはお答えできません。
74	要求水準書	128	第10	2	(1)	エ	(イ)	a清掃業務	質問回答No.558にて、空調用ダクト、貯水槽、排水管清掃などを必要が生じることに対応しているとの回答があります。過去実績の報告書等について、ご開示いただけないでしょうか。また、実施個所、作業内容などの仕様についても併せてご開示願います。	市に資料がありません。
75	要求水準書	129	第10	2	(1)	エ	(ア)	e山崎川親水広場(b)	山崎川親水広場において、山崎川の親水性や山崎川に生息する動植物の生態を学ぶ環境教育の場とするため、既存の山崎川親水広場はどこまで改変可能でしょうか。	親水広場は護岸・堤体を改変しない範囲で、改修可能です。なお、改修に当たっては親水性のコンセプトとし、治水安全上問題ない範囲で全体の意匠を改修することは可能です。また、改修に当たっては、関係機関との協議となります。
76	要求水準書	130	第10	2	(1)	エ	(イ)	h駐車場維持管理業務(a)	No.569質疑回答にて「入出庫の管理及び監視は必ずしも人によるものではない」とありますが、機械管理でもいいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	132	第10	2	(1)	エ	(イ)	j 野球場東側練習用走路の維持管理業務	野球場東側に市が先行整備を予定している練習用走路について、整備は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。また、設置予定されている場所の詳細をご明示ください。	前段についてはご理解のとおりです。後段については詳細は未定です。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
78	要求水準書	142	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	令和2年8月28日に公表された質問回答No.592で「パークマネジメント活動の拠点とする場合が想定される」とありますが、この場合事業者には管理許可に係る使用料の負担はないと考えてよろしいでしょうか。 その他、市民意見の結果、物販・カフェ等民間収益施設の誘致を要請された場合に事業者で対応が出来ない場合には事業者には管理許可に係る使用料の負担はないと考えてよろしいでしょうか。	内容により、使用料が発生する場合があります。提案内容に係る想定予算を基に、事業の継続性を勘案し、収支が成り立つ範囲で検討してください。
79	要求水準書	143	第10	2	(1)	ス	(エ)	アジア競技大会等への協力・支援	No.601質疑回答にて、アジア競技大会における種目の中で、特に投擲種目等で芝生の破損・補修が想定されるが、その場合の費用負担は大会側で行ってもらえるのかは未定とのことですが、かかる費用は見込まずに提案していいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	148	第10	2	(2)	イ	(ア)	a文言について	「指定管理者の自己負担で任意提案により整備・管理する施設で、～各業務を指定管理者の独立採算により実施するものとする。」とありますが、指定管理者ではなく管理許可者（指定管理者または指定管理者が選定して市の承諾を得た第三者）ではないでしょうか。	指定管理者により提案されるものですので、原案のとおりとします。
81	要求水準書	149	第10	2	(2)	イ	(イ)	a文言について	「指定管理者の自己負担で任意提案により整備・管理する施設で、～各業務を指定管理者の独立試算により実施するものとする。」とありますが、指定管理者ではなく管理許可者ではないでしょうか。	指定管理者により提案されるものですので、原案のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
82	要求水準書	149	第10	2	(2)	イ	(イ)	a整備費用について	「指定管理者の自己負担で任意提案により整備・管理する施設で、」とありますが、自己負担で整備する範囲は「b整備の負担区分」に記載されている管理許可者が負担する範囲のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	149	第10	2	(2)	イ	(イ)	a期間について	「事業期間を通じて」の文言が削除されているのは誤りでしょうか。(ア)の事業期間の表記との整合性の確認です。	「事業期間を通じて指定管理者又は指定管理者が選定して市の承諾を得た第三者」＝「管理許可者」です。
84	要求水準書	149	第10	2	(2)	イ	(イ)	a期間について	「管理者の負担区分となる整備は、～」とありますが、管理者ではなく管理許可者でしょうか。	管理許可者(管理許可を受けた者)が管理者となります。
85	要求水準書	150	第10	2	(2)	イ	(キ) (ク) (ケ) (コ) (サ)	「本業務」の定義	「本業務」という言葉が各章で使われていますが、ここでいう「本業務」とは、「民間収益施設を設置して実施することができる業務」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	150	第10	2	(2)	イ	(キ)	文言について	「指定管理者は、本事業の全体を総合的に把握し、～」とありますが、指定管理者ではなく管理許可者ではないでしょうか。	指定管理者により提案されるものですので、指定管理者に事業の全体を総合的に把握してもらいます。
87	要求水準書	150	第10	2	(2)	イ	(ク)	文言について	「指定管理者は、自らの負担により～」とありますが、指定管理者ではなく管理許可者ではないでしょうか。	指定管理者により提案されるものですので、原案のとおりとします。
88	要求水準書	150	第10	2	(2)	イ	(ケ)	文言について	「指定管理者は、やむを得ない事情があると市が認める場合に限り、～」とありますが、指定管理者ではなく管理許可者でしょうか。	指定管理者により提案されるものですので、原案のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
89	要求水準書	150	第10	2	(2)	イ	(ケ)	事業の変更・中止について	やむを得ない事由により市の承諾を得て民間収益施設事業を変更・終了する場合、減点ポイントは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	市との協議によります。 民間収益施設を設置する場合、入札説明書等では、「少なくとも、令和8年4月1日～令和23年3月末まで供用すること」としているの、継続性のある適切な提案をしてください。
90	要求水準書	150	第10	2	(2)	イ	(コ)	文言について	「本業務の終了時、指定管理者は、本業務にかかる施設、設備、備品その他指定管理者が設置した一切を撤去し～」とありますが、指定管理者ではなく管理許可者ではないでしょうか。	指定管理者により提案されるものですので、原案のとおりとします。
91	要求水準書							工事方法(駐車場)	臨時や新設を含む各駐車場について付近の電柱から架空で光回線を引き込むことは可能という認識でよろしいでしょうか。	通信事業者と協議の上、確認してください。
92	要求水準書							災害について	過去10年程度で地下駐車場に雨や河川による浸水等がございましたらご教示ください。	市への報告では、ありません。
93	要求水準書							修繕について	公園内の各施設について、現状で大規模な修繕の計画、または大規模な修繕が必要と考えられる機能劣化の存在がありましたらご開示願います。	予算措置次第ですが、令和4年度に野球場のトイレ改修・外壁改修・スコアボード改修・照明塔改修、温水プールの天井改修、北陸上競技場とレクリエーション広場のトイレ改修を実施したいと考えています。この他、野球場の人工芝改修、ラグビー場のスタンド改修・芝生フィールド改修・照明塔改修、北陸上競技場の照明塔改修などが必要と考えています。また、各施設の設備改修も必要になってくると考えています。なお、一部休場を伴う場合があります。
94	要求水準書							その他	第1回質疑No.629の回答につきまして、特に大きなイベントが行われていない平常時において、現行の駐車場係員の人員配置についてご教示ください。	市に資料がありません。指定管理の仕様書(要求水準書と同内容)によります。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
95	要求水準書							その他	現行の駐車場で料金支払い時に利用可能な回数券について、販売場所、販売方法を全てご教示ください。	陸上競技場、宿泊研修棟、第1駐車場、テニスコートで窓口販売をしています。
96	要求水準書							その他	ラグビー場に隣接する仮設事務所の広さをご教示ください。開業準備期間中に運営スタッフは常勤出来ると理解してよろしいでしょうか。	面積は約300㎡です。 事務室の広さは現陸上競技場の事務室と同程度であり、公園管理事務所として使用します。
97	添付資料 7	4						観客席 特記事項	「全ての座席は個席とし、…肘掛け、…を備えるものとする」とあります。 肘掛けは必要に応じて有無を提案することとしてよろしいでしょうか。	肘掛けは、全ての固定席で必須とします。 但し、仮設席、介助者席、記者席については、計画に応じて有無を提案することも可能とします。
98	参考資料 13							埋蔵文化財範囲図(修正)	修正された範囲図では既存のメインスタンド下まで埋蔵文化財包蔵エリア指定が広がっています。新たに指定されたエリアは、既存スタンドの地下構造物、杭などが存在しており、建設作業の影響も考えますと、当該箇所については滅失範囲とされるのが妥当ではないでしょうか。 また、当該エリアが埋蔵文化財包蔵地となると解体工事及び新設工事を行う場合、発掘調査が必要となるのでしょうか。 見積作業、工程検証に左右するため、お早目にご回答を頂きますようお願いいたします。	既存のメインスタンド下について、昭和55年発掘調査範囲以外の部分には、遺跡が残存している可能性があります。遺跡が残存している場合は、工事に際して、事前の発掘調査が必要となる可能性があります。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
99	維持管理 運営 参考資料 13							埋蔵文化財範囲図 (修正)	埋蔵文化財包蔵地であっても、既存のメインスタンドの基礎や地中梁、杭の部分については、滅失しており、発掘調査は不要と考えるよろしいでしょうか。	既存のメインスタンドの躯体が存在する部分については滅失していると思われますので、当該部分において計画する場合は発掘調査は不要になると考えます。ただし、躯体と躯体の間の部分を含む、その周辺について事前の試掘調査は必要です。また、試掘調査の結果、発掘調査が必要になる可能性があります。
100	参考資料 13							埋蔵文化財範囲図 (修正)	既存メインスタンド下の埋蔵文化財包蔵エリアについて、発掘調査が必要となった場合、競技場の完成時期に大きな影響を及ぼすものと考えます。発掘調査の主体、費用負担、及び必要な調査期間をご明示ください。見積作業、工程検証に左右するため、お早目にご回答を頂きますようお願いいたします。	発掘調査の主体は名古屋市となります。費用負担は事業契約書(案)第19条ただし書きのとおりです。発掘調査に必要な期間の目安は調査範囲300㎡ごとに1ヶ月＋準備期間1ヶ月以上です。
101	参考資料 14							埋蔵文化財の取り扱い	項目A、A'において仮設を含む構造物設置等を行う場合、「保存に影響を及ぼす行為」について具体的な荷重条件、近接作業条件、地表面保護方法等必要な制約事項をお示しください。	A、A'については、史跡の保存活用に資するもの以外の構造物を設置することは認められません。そのことを前提としたうえで、構造物設置等を行う場合は、文化庁長官(施工内容によっては名古屋市教育委員会)の許可を受ける必要がありますが、提示された計画に対し、文化庁、教育委員会において、史跡の保存に影響を及ぼさない内容となっているのかどうかを確認、検討することになります。
102	参考資料 14							埋蔵文化財の取り扱い	項目B、Cにおいて仮設を含む構造物設置等を行う場合、土地の掘削等を伴う工事を行い場合以外は条件なしとなっております。仮設含め構築物設置等の荷重条件等の制約もないという理解でよろしいでしょうか。	工事計画の作成に先立って、具体的な荷重制限、近接作業条件、必要とされる地表面保護方法の指定はありませんが、それら掘削を伴わない施工により、参考資料15「埋蔵文化財試掘調査結果」で示した深さに存在する地下の埋蔵文化財に影響を与えないように計画していただく必要があります。
103	維持管理 運営 参考資料 15							発掘調査期間	事前に発掘調査の実施が必要となった場合、調査期間をご教示ください。	発掘調査に必要な期間の目安は、調査範囲300㎡ごとに1ヶ月＋準備期間1ヶ月以上です。また、別途予算措置及び調査委託の発注期間が必要となります。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
104	参考資料 16							既存中央監視システム資料	既存の一体監視システムについて、新陸上競技場建設中期間も他施設では現在の機能すべて同様に確認操作可能であるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
105	参考資料 18							年間行事スケジュール	各施設の使用可能日に対する稼働率を把握したいのですが、平成26年度から平成30年度における、 ・各月の使用可能日 ・使用可能日における使用枠(午前・午後・夜間)ごとの使用有無 をご提示願います。	市に資料がありません。
106	参考資料 22 (参考資料 2)							設備概要	建設中の体育館について空調・衛生・電気各設備機器のメーカーをご教示ください。また、メーカーリストがございましたらご提供ください。	体育館は現在工事中のため、各機器のメーカーリストは整備中です。
107	維持管理 運営 参考資料 2						設備概要	光データハイウェイについて	各施設の光データハイウェイについて、現在行っている点検内容をご教示ください。	市に資料がありません。
108	維持管理 運営 参考資料 2						設備概要	一体監視装置について	各施設の一体監視装置について、現在行っている点検内容をご教示ください。	市に資料がありません。
109	維持管理 運営 参考資料 2						設備概要	水質検査について	各施設の受水槽について実施している2回/年の水質検査は建築物衛生法に基づく水質検査でしょうか。	指定管理の仕様書(要求水準書と同内容)に基づいて実施しています。添付資料として配布した「名古屋市建築物衛生指導要綱」を参照してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
110	維持管理 運営 参考資料 3							光熱水費(自主事業を含む)	現在新電力は導入されていますでしょうか。 現在契約されている「電力会社名」・「契約種別(産業用か業務用か等)」・「契約電力(kW)」・「予備線の有無」・「予備電源の有無」・「自家発電補給の有無」について、ご教示ください。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません
111	維持管理 運営 参考資料 3							修繕工事(市で実施した工事等を除く)	各年度の修繕費合計額をご教示ください。	現在の指定管理期間の基準額は、平成30年度26,694千円、令和元年度27,100千円、令和2年度27,100千円、令和3年度27,100千円、令和4年度27,507千円です。また、平成26～29年度の基準額は、各20,000千円です。
112	維持管理 運営 参考資料 4-3			5				教室等の使用枠数の基準	瑞穂体育館以外の教室の使用枠数は83ですが、2020年度の使用枠数も83でしょうか。 また現指定管理者の直近3か年の使用枠数実績をご教示ください。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません
113	維持管理 運営 参考資料 4-3			5				教室等の使用枠数の基準	瑞穂体育館以外の教室の利用区分に記載のない、児童園や公園内で教室を行う場合(パークヨガやウォーキング教室)は、使用枠数や施設使用料の概念はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
114	維持管理 運営 参考資料 4-3			5				教室等の使用 枠数の基準	瑞穂体育館以外の教室の使用枠数は83ですが、提案書様式や審査の視点において、施設の効用の最大限発揮、平日昼間の集客が求められています。 反面、使用枠数の設定により、稼働が低くても対策としての事業が制限されています。 使用枠数外の部分の集客手法として市では主にどのような方法を想定されていますでしょうか？ プールと同様に、一般利用率の多い曜日、時間帯を避け、一般利用者の妨げとならない範囲であれば上限枠を設けないで実施することを可能にできないでしょうか。	市との協議によります。
115	維持管理 運営 参考資料 6							講座・教室開催一 覧	本一覧に記載されている事業以外で、指定管理者が主催した事業実績(内容・数)があれば直近3ヵ年分、ご教示ください。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません
116	維持管理 運営 参考資料 6							講座・教室開催一 覧	利用場所の列に、MIZUHOスタジオがありませんが、MIZUHOスタジオで開催された事業実績を直近3ヵ年分、ご教示ください。	行政文書の非公開情報に当たるため、開示できません
117	維持管理 運営 参考資料 6							講座・教室開催一 覧	定員300名や230名といった教室がありますが、1回あたりの定員数という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	入札説明書 等に関する 質問回答	27	No.277						工事監理者の常駐が求められるのは、競技場の建設工事期間中という理解でよろしいでしょうか。	陸上競技場と公園整備施設の建設、解体・撤去期間中は工事監理者の常駐が必要です。改修工事については非常駐でも可とします。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
119	入札説明書等に関する質問回答	42	No.348					自動制御設備	質問回答に「令和2年度中に市で仮移設する予定」とありますが、現地確認の際に、雨水排水用ゲートなどの制御の仮移設は事業者が行うことと説明がありました。事業者が行う仮移設を再度文書にて示していただけませんか。	現地見学会の際に説明した内容について、要求水準書に追記します。
120	入札説明書等に関する質問回答 (追加資料特記仕様書)	49	No.426 No.427					監督員事務所	監督員事務所は、陸上競技場の解体・建設期間における設備異常・防災監視の拠点として使用する仮設事務所として、また解体・建設工事のモニタリングを実施する仮設事務所と考えてよろしいでしょうか。 また、設置場所については、現地見学会 説明資料「㊸ラグビー練習場・圍場」に記載の仮設事務所という考えでよろしいでしょうか。	監督員事務所はモニタリング実施及び文化財保護室学芸員の現場立会い等のため、市が使用するものです。 市が圍場に整備する仮設事務所は公園管理事務所として使用しますので、監督員事務所は別途設置してください。
121	入札説明書等に関する質問回答	52 72	No.455 No.626						駐車場の料金体系について、「条例によるため、原案通り」「瑞穂公園条例に基づいてください」との回答ですが、条例では具体的な制約条件が確認できず、要求水準にある渋滞対策が条例によって有効な対策が取れない恐れがあります。周辺環境に資する提案については、受け付けていただき条例の改定も含めてご検討いただけないでしょうか。	公共施設ですので、条例を順守してください。
122	入札説明書等に関する質問回答	59	No.509					寝具について	リース契約となっている寝具内訳をご教示ください。(敷布団、掛け布団、敷布団カバー、掛け布団カバー、枕カバー等)	市に資料がありません。
123	入札説明書等に関する質問への回答	59	No.509						リース契約の機器等はトレーニング機器及び寝具とのことですが、リース明細、リース期間、金額、契約の引継ぎ可否をご教示ください。	市に資料がありません。なお、契約の引継ぎについては、市で判断できません。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
124	入札説明書等に関する質問回答	65	No.551					修繕業務	中長期修繕計画書を作成し、施設の状況に応じて修繕の実施時期を適宜調整して当該計画を更新できるとの回答をいただいていたため、官民対話にて中長期修繕計画の更新に応じて、サービス購入料Dは提案総額の範囲内で各年度の支払額を変更いただけるかと確認いたしました。その際の回答としては、予算編成の仕組み等と併せて検討して後日回答いただけることでしたのでご教示いただきたい。	サービス購入料Dについて、原則として提案書のとおりに執行するように努めてください。ただし、特段の事情がある場合、市は協議に応じます。なお、当該年度の予算額は変更できません。
125	入札説明書等に関する質問回答	65	No.551					修繕業務	中期修繕計画書の更新は、前年度のいつまでに提出する必要があるでしょうか。	更新時期や提出時期について、特に定めはありません。市の求めに従って、その時点の計画書を提出してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■要求水準書質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
126	入札説明書等に関する質問回答	65	No.551					修繕業務	中長期修繕計画の更新は、サービス購入料Cに含まれる修繕費の対象である既存施設のみでなく、サービス購入料Dの対象である整備施設についても行うという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Cに係る修繕費は、主に既存施設の応急修繕に対応するものですが、執行状況(予算の残り具合)によっては、既存施設の予防保全や機能改善に充当することも可能です。中長期修繕計画を作成し、予防保全や機能改善が望ましい箇所を把握しておくことで、効果的に修繕費を執行してもらうことを想定しています。また、1件2,500千円を超える修繕工事は、市が執行することになっており、指定管理者からの要望を受けて、市が施工または予算要求を行います。耐用年数の超過など、中長期修繕計画を作成し、施設の状況を把握しておくことで、市に適切な要望をってもらうことを想定しています。以上のことから、施設・設備の状況により中長期修繕計画は、適切に更新してください。また、既存施設の修繕費(サービス購入料C)は、予算内で実施してもらうため、各年度の提案額は、変更を認めません。なお、既存施設の修繕費(サービス購入料C)を超えて施工する必要が生じた場合、2,500千円以下の工事であっても、市との協議の上、市の予算の範囲内で、市が実施する場合があります。ただし、既存施設の修繕費(サービス購入料C)予算を超えて、自主事業として施工することは可能です。中長期修繕計画は、提案の段階で作成していただく必要はありません。指定管理業務を実施する過程で、整備していただきます。
127	入札説明書等に関する質問回答	65	No.551					修繕業務	新設及び更新等を行った施設とはいえ、15～18年間に亘る管理状況、設備であれば気候条件等により経年劣化状況等が当初の想定どおりに進むことは考え難く、適切な管理・修繕を行うためには毎年見直ししながら執行額を決めていく方が事業費を抑制することができると考えます。中長期修繕計画の対象であるか否かに関わらず、サービス購入料Dについては、提案した事業期間総額の範囲内で、年度内の期ずれ及び年度を超えての修正を認めていただけないでしょうか。	サービス購入料Dについて、原則として提案書のとおりによりに執行するように努めてください。ただし、特段の事情がある場合、市は協議に応じます。なお、当該年度の予算額は変更できません。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
128	様式集	3		7-3				施設整備の全体計画	記載内容に「防音、防振、ごみ、渋滞等への配慮」とありますが、防音・防振・ごみは事業範囲(公園)全体における対策を記載すればよろしいでしょうか。それとも、新陸上競技場における対策を想定していますでしょうか。	陸上競技場での対策及び陸上競技場を含む公園全体での対策を想定しています。
129	様式集	9	2	2-1		(10)		共通事項	「提出書類は様式番号毎にインデックスを付すこと」とされていますが、様式番号とは、様式6、様式7という大項目毎であり、様式6-1、様式6-2もしくは様式6-4-1など小項目毎を意味しないと理解してよろしいでしょうか。 なお、インデックスとは各様式に定められた表紙とは異なるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	様式集	9	2	2-2		(1)		企業名の記載について	令和2年8月28日に公表された質問回答No. 714で「社名・過去の取組事例など客観的に特定できる記載は行わないこと」とされていますが、過去の取組事例の名称は記載せず写真のみ掲載することは認められますでしょうか。	写真の掲載は認めます。ただし、市が当該写真により社名等の特定のおそれがあると判断した場合は、一部を隠して事業提案書の審査を行います。
131	様式集	10						表 提出書類の綴じる区分	提案審査書類について正本と副本でバインダー数が異なり、バインダーに閉じる様式も異なるため、同じ様式でもページ番号が異なることになります。これらは正本と副本ごとに正しいページ番号を付ける必要がありますでしょうか。	正本のページ数で副本も統一してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
132	様式集 2-10							守秘義務の遵守に関する誓約書の提出元について	本誓約書は、本事業の入札参加者が応募企業(単独)ではなく応募グループである場合、グループの代表企業が当該グループを代表して提出するものであり、条文中に「当社」と記載がありますが、全て「当グループ」と読み替えることでよろしいでしょうか。また、損害賠償等の規定については当然にしてグループ内の帰責者負担となるという理解でよろしいでしょうか。	本誓約書について、応募グループの場合は、「当社」を「当グループ」に読み替えてください。ただし、その際は、グループとして、本誓約書に係る義務を負います。
133	様式集 6-4-1							資金調達・収支計画等の前提	維持管理運営費(指定管理料)の修繕費(整備施設除く)に555,000千円が記載されておりますが、税抜金額である504,545千円を記載するのが正しいのではないのでしょうか。	様式6-4-1の維持管理運営費(指定管理料)うち修繕費(整備施設除く)に記載の555,000千円を削除します。基準額を踏まえた事業者の提案額を記載してください。
134	様式集 6-4-1							資金調達・収支計画等の前提	特別目的会社(SPC)の事務経費が、維持管理運営費(指定管理料)には含まれずに別掲されております。特別目的会社(SPC)の事務経費はサービス購入料Cを構成する費用のため、別掲してしまうと維持管理運営費(指定管理料)と各種計算書類(様式6-4-3)との整合性が取れないかと思いますが、宜しいのでしょうか。	特別目的会社の事務経費は、維持管理運営費(指定管理料)に含み、費用計上して下さい。様式6-4-1を修正します。
135	様式集 6-4-1 6-4-3							物価変動率について	「～物価変動率を除いた額を記入してください。」 「～また、物価変動は考慮しないこと。」は、物価変動率及び物価変動とは入札説明書資料2-11に記載のある消費者物価指数及び毎月勤労統計賃金指数との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	様式集 6-4-3					(2)		サービス購入料(A,B)支払明細書	サービス購入料Bの消費税相当額欄の記載について、入札説明書資料2-3にはサービス購入料Bに係る消費税相当額分については、サービス購入料Bの第1回目の支払いの際に全額支払うとございますので、第1回目の欄に消費税相当額を全額記載し、以降は0円という記載方法でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
137	様式集 6-4-3					(2)		サービス購入料 (A,B)支払明細書	支払金額Bは割賦元本と割賦利息を合算した金額を入力する理解でよろしいでしょうか？ 割賦元本と割賦利息を別に記載した方が市において確認しやすいと考えた次第です。	割賦元本と割賦利息は様式6-4-3(11)に記載することを求めており、様式6-4-3(2)において記載することは必ずしも求めません。
138	様式集 6-4-3					(7)		指定管理者 収支計画書	自主事業収入の欄に利用料金収入がありますが、自主事業に係る経費には利用料金収入に要する経費を記載する欄がありません。項目を追加しても差し支えないでしょうか。それとも管理運営経費に含めても良いのでしょうか。	必要に応じて「自主事業に係る経費」に項目を追加してください。
139	様式集 6-4-3					(7)		一般管理費、備 品費の予算項目 欄について	官民対話にて、備品の修繕等に関する費用は一般管理費に計上するとの回答をいただきました。一般管理費の予算項目欄に「備品の修繕費」を追記(別紙②(3)の項目も追加)し、備品費の予算項目欄の貸付備品の「修繕・更新費」を「更新費」に修正いただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、官民対話を踏まえ、様式6-4-3(7)収支計画書(2)支出のうち、備品費の予算項目を「指定管理者による貸付備品の更新費」とし、様式6-4-3(7)収支計画書別紙②3(3)一般管理費の表項目に「備品の修繕費」を追記します。
140	様式集 6-4-3					(7)		マスキングにかか る経費について	「マスキングにかかる経費」とは要求水準書148ページに記載のある広告掲出の遮断にかかる経費との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	様式集 6-4-3					(7)		民間収益施設収 支について	自主事業のうち、民間収益施設にて物販事業以外(飲食事業・サービス事業)を営む場合、収入及び経費はどの項目に記載すればよろしいでしょうか。	必要に応じて項目を追加してください。
142	様式集 6-4-3					(7)		民間収益施設収 支について	自主事業のうち、管理許可者が民間収益施設を建築し、テナントを誘致して事業活動を実施する場合、賃料収入及び経費はどの項目に記載すればよろしいでしょうか。	物販事業に含めてください。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
143	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ① 別紙 ②	積算根拠	こちらは、維持管理運営期間18年分を提出するという認識でよろしいでしょうか。また、その場合該当年度を様式の空いている箇所に記入するということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。1年度分の計画として作成してください。ただし、事業内容が年度によって異なる場合は、年度ごとに作成してください。
144	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ②	外部委託費について	外部委託費に記載する項目はSPC構成企業・協力会社への委託業務は記載せず、SPCから業務の委託を受けた構成員及び協力会社が再委託する業務のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ②	外部委託費について	具体的な委託予定相手先が未定の場合、考え方の記載でもよろしいでしょうか。(設備点検の場合、「メーカーへ委託」「メーカー以外の専門会社へ委託」など)	ご理解のとおりです。
146	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ②	薬剤費について	薬剤費として計上可能な具体的な項目の例をご教示いただけますでしょうか。 例：残留塩素測定試薬等	具体的な指定はありません。
147	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ②	修繕費について	積算根拠の詳細につきまして貴市が想定されている記載例をご教示いただけないでしょうか。 指定管理者が実施する250万円以下の修繕費については日常的な修繕が多岐にわたると想定され、詳細を記載することが困難です。	例として、項目「既存施設修繕」・積算根拠の詳細「空欄」・予算額「30,000」で結構です。
148	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ②	修繕費について	備品扱いとするか判断が難しいもののうち、工事で設置した公園の遊具等、固定化されて持ち運びができないもの(工事で設置されたとしても事務机等は備品扱い)の修繕にかかる費用は修繕費として計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
149	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ②	備品費について	備品費として計上するものは指定管理者が1件税込20万円以下で新規に購入するもののみで、備品の修繕等に関する費用は一般管理費に計上する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ②	修繕費について	備品の修繕費について、官民対話の際に、予算区分は「実際は市との協議・確認いただくことになる」とありましたが、様式6-4-3に金額を入れる際、予算区分の選別が難しい場合は、事業者側で判断する、との認識で宜しいでしょうか。また、結果的に項目が入れ違いになっていても認めていただける、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	様式集 6-4-3					(7)	別紙 ⑧	体操競技器具	No.774質疑回答にて「調達前の為リストがない」とのことでしたが、本備品に関する保守点検は本事業には含まない認識で宜しいでしょうか。	本事業に含みます。 類似施設として、名古屋市体育館の備品リストを追加資料として配布します。名古屋市体育館は競技場1・会議室1です。
152	様式集 6-4-3					(8)		自主事業に係る収支計画表	利用料金収入は収入の欄がありますが支出の欄がありません。項目を追加しても差し支えないでしょうか。それとも管理運営経費に含めて良いため、記載しなくても良いのでしょうか。	項目を追加してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
153	様式集 6-4-3					(9)		整備施設修繕費 内訳書	四半期単位での計画(提案)をしようとする場合、列を追加しても差し支えないでしょうか。	様式6-4-3(4)にて、四半期の提案を行ってください。
154	様式集 6-4-3					(11)		SPCの長期収支計画表	入札説明書等に関する質問への回答No.778において、列(年度)の追加はできないとあります。令和2年度の情報(SPCの設立に要する費用及び資本金の入金)は令和3年度に記載し、令和23年度の情報(SPCの解散清算に要する費用及び資本金の返還)は令和22年度に記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	様式集 6-4-3					(11)		SPCの長期収支計画	8月28日付入札説明書等に関する質問への回答No.778において、列(年度)の追加はできませんとの回答がなされていますが、厳密にキャッシュフロー計算書を作成する場合、最終回のサービス購入料は令和23年度となります。回答の趣旨からキャッシュフロー計算書を作成する場合、第4四半期分は当年度に入金したとみなして作成することになると思いますが、このような理解でよろしいでしょうか？	No.154の回答を参照ください。
156	様式集 6-4-3					(11)		長期収支計画表	営業収入に記載する自主事業収入は自主事業収入充当額分を差し引いた額を記載した方がよろしいでしょうか、または、充当額分が分かるよう費目を追加して記載するべきかご教示ください。	様式6-4-3(11)における自主事業収入は指定管理料への充当額を差し引かずに記載してください。
157	様式集 6-4-3					(11)		長期収支計画表	令和3年度のサービス購入料Eに1,500,000円が初めから計上されておりますが、注釈に消費税抜きで記入することとございますので、初年度の計上額は1,363,637円よろしいでしょうか。	様式6-4-3(11)SPCの長期収支計画書における令和3年度のサービス購入料Eには、1,363,637円と記載されております。 令和2年9月25日公表版の様式集をご確認下さい。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
158	様式集 6-4-3					(11)		長期収支計画表	PIRR及びEIRRIについて、各年度の欄に配当額を記載し、IRRはF列に記載してもよろしいでしょうか。	PIRR及びEIRRIはそれぞれF列に記載してください。
159	様式集 7-1							表紙	様式7-2以降はA3ですが、様式7-1はA4でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	様式集 9-●					(2)	別紙 ① 別紙 ②		別紙①のエクセルデータ内の第1分類、第2分類のプルダウンの内容が別紙②に示された内容と異なっています。別紙②の分類を正とすればよろしいでしょうか。 提案書作成作業に関わりますので、お早目のご回答をお願い申し上げます。	別紙②の分類を正としてください。
161	様式集 9-●					(2)	別紙 ②		「②対象の組み合わせについて」は、凡例と考えますが、そのまま綴じ込めばよろしいでしょうか。 提案書作成作業に関わりますので、お早目のご回答をお願い申し上げます。	別紙②は綴じ込む必要はありません。
162	様式集 9-3 9-4							外部委託の一覧 について	外部委託の一覧を様式6-4-3(7)に記載しますが、こちらにはどのような項目を記載すればよろしいでしょうか。	様式を修正します。外部委託の考え方について記載してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■様式集質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
163	様式集 10-2							様式タイトル	様式タイトルは民間収益施設以外(A4指定様式)、民間収益施設(共通③様式)共に「施設の設置目的の效果的達成」が正しいでしょうか。もしくは様式9-3(1)(2)、様式9-4(1)(2)と併せて「施設の効用の最大限発揮…自主事業」としても差支えないでしょうか。あるいはA4指定様式と共通③様式にそれぞれ枝番号を付けて異なるタイトルとすべきでしょうか。	「施設の設置目的の效果的達成」における「施設」とは公共施設のことです。 様式10-2のタイトルは、「自主事業の計画」とし、共通③のタイトルは、「自主事業の計画(民間収益施設を設置して実施する事項)」として、指定様式の後に綴じてください。
164	入札説明書等に関する質問への回答	82	No.709						「様式を正」との回答ですが、整備施設の運営計画の書式名及び記載内容にある「運営と整備との一体性」、「国際的な競技大会等を開催するために必要とされる瑞穂競技場の施設水準を維持するための計画」、「平日の昼間等、利用者の少ない時期の平準化の工夫による年間を通じての集客」を記載すべき様式をご指定ください。	様式9-3及び9-4のうち、事業者の判断で適切な箇所に記載してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■落札者決定基準一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
165	落札者決定基準	14		1	3			施設用地の将来構想案	「市により別途整備する予定である施設用地」とありますが、質疑回答No.798より、渋滞及び路上駐車対策のための地下駐車場の計画は必須ではないと理解して宜しいでしょうか。また、施設用地に地下駐車場の計画が必要な場合、台数について、提案書で制約がございますでしょうか。	瑞穂公園マスタープランでは、地下駐車場を想定していますが、将来構想案ですので、渋滞対策・駐車台数を含め、自由な発想で提案してください。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
166	事業契約書 (案)	1	第1		第5条	2 3		費用負担及び本件 業務の資金調達	PFI法第75条に規定される財政上及び金融上の支援として、市の方で市債等を行う予定であるとのことですが(入札説明書39ページ)、その支援を受けるために事業者側で本条に基づき行うべき事項があればご教示下さい。	特に想定していません。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
167	事業契約書 (案)	2	第1		第8条			契約の保証	第1回の質問No.810にて宿泊研修棟改修のみ陸上競技場等とは別途履行保証保険を付保することを認めるとの回答がございましたが、① 付保時期、②対象期間及び③違約金は以下どちらの認識でしょうか。 (1) ①事業契約締結前、②事業契約締結～陸上競技場等の引渡日、③サービス購入料(陸上競技場等)の合計金額から割賦利息相当分(陸上競技場等)を控除した額(消費税等は含む。)の100分の10 ①改修業務着工前、②宿泊研修棟改修期間、③サービス購入料(宿泊研修棟改修)の合計金額から割賦利息相当分(宿泊研修棟改修)を控除した額(消費税等は含む。)の100分の10 (2) ①事業契約締結前、②事業契約締結～陸上競技場等の引渡日、③サービス購入料(陸上競技場等+宿泊研修棟改修)の合計金額から割賦利息相当分を控除した額(消費税等は含む。)の100分の10 ①改修業務着工前、②宿泊研修棟改修期間、③サービス購入料(宿泊研修棟改修部分)の合計金額から割賦利息相当分を控除した額(消費税等は含む。)の100分の10	①付保時期、②対象期間、③違約金につきましては、それぞれ下記を想定しています。 ①宿泊研修室の全面改修等着工前 ②宿泊研修室の全面改修期間 ③サービス購入料(宿泊研修室改修等部分)の合計金額から割賦利息相当分を控除した額(消費税等は含む。)の100分の10 なお、令和2年8月28日付入札説明書等に関する質問への回答No.810と整合が図れるよう、事業契約書(案)を修正します。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
								(上記質問から続く)	事業者としては(1)の認識ですが、事業契約書(案)に第72条第5項に記載されている違約金(サービス購入料(整備費)の割賦利息相当額を控除した額の100分10)のままですと、整備費全額が違約金の対象になっているため、陸上競技場等分と宿泊研修棟改修分を分けて履行保証保険が付保出来ないため、履行保証保険の対象となる違約金を明確に分離して頂きたく、事業契約書(案)第72条5項の違約金について、下記のように文言をご変更願います。 第72条第5項 第2項第1号により事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、陸上競技場等の引渡前までは、サービス購入料(宿泊研修棟改修を除く整備業務)の割賦利息相当額を控除した額(消費税等は含む)の100分10に相当する金額を、陸上競技場等の引渡後から宿泊研修棟の引渡前までは、サービス購入料(宿泊研修棟改修業務)の割賦利息相当額を控除した額(消費税等は含む)の100分10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。	

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
168	事業契約書 (案)	3	第1		第8条	4		契約の保証	整備施設には、陸上競技場以外に宿泊研修室や公園整備施設も含まれます。整備施設の引渡しを受けた後に、契約保証金等を返還するとありますが、全ての整備施設の引渡しがなされた後(予定では令和10年3月以降)に一括で契約保証金が返還されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	事業契約書 (案)	3	第1		第8条	5	(2)	契約の保証	契約保証金はサービス購入料(整備業務)10%であるところ、代替である履行保証保険への質権設定は、整備施設の引き渡し後の違約金(サービス購入料CとDの10%)も被担保権としております。8条4項の返還のタイミング含め、契約保証金は何を担保する目的か、いつまで保持されるのかご教示頂けますでしょうか。	維持管理運営期間中の契約保証金の納付は不要です。 整合を図るために事業契約書(案)第8条第5項第2号において「及び第76条第5項」を削除します。
170	事業契約書	3	第1		第8条	5	(2)	契約の保証	「事業者を被保険者とし、構成員をして」との記載がありますが、協力会社が行う整備業務の履行保証については、協力会社が契約者となっても問題ありませんでしょうか。	協力会社が保険の契約者となることを認めます。
171	事業契約書	3	第1		第8条	5	(2)	契約の保証	整備業務を複数の企業によって実施する場合、各担当企業ごとの複数の履行保証保険を提出しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	担当企業ごとの履行保証保険を提出することを認めますが、保証の額と保険金額の合計が一致するようにしてください。
172	事業契約書 (案)	3	第1		第10条			事業者が加入する保険	「保険証券又は『これに代わるものとして市が認めたもの』」とありますが、これに代わるものとして市が認めるものとして、保険証券の原本証明付き写しは含まれますでしょうか。	保険証券の原本証明付き写しも含みます。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
173	事業契約書 (案)	4	第1		第13 条	1		要求水準の変更	市は、場合によって市は合理的な増加費用又は損害を負担しますが、事業者と協議しさえすれば、任意に要求水準書の内容を変更できるように読めます。法令変更等のやむを得ない場合等に限定されると理解してよいでしょうか。	市の要望に基づく要求水準書の変更も含まれます。ただし、市は、不合理な要望を行わないものとします。
174	事業契約書 (案)	5	第2		第17 条	3		事業用地の使用	「第63条に定める使用料等」とあり、「使用料等」の具体的内容は明確にされていないのですが、この内容は、入札説明書資料4「自主事業に係る使用料」と同義と理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	事業契約書 (案)	5	第2		第18 条 第19 条			契約終了時の取扱 事業用地の契約不 適合責任	「現状」とは具体的にどの時点を示すのが、ご 示し下さい。	市が事業者に対して事業用地の占用許可(都市公園法第6条第1項)または設置許可(同法第5条第1項)を与えた時点を指します。
176	事業契約書	8	第4	第1節	第28 条			設計変更	市が設計変更を求めた場合、事業者は市に対して通知受領後15日以内にその結果を通知とありますが、市が設計変更を求めるか否かを最終決定し、事業者に通知することに期限の記載がありません。円滑な事業推進のために、市の通知についても期限の記載が必要ではないでしょうか。	内容に応じて適切な期間内に速やかに回答します。
177	事業契約書 (案)	9	第4		第29 条	1		法令変更等による 設計変更等	「この契約」は、「本事業契約」でしょうか。	「この契約」につき、「本事業契約」と事業契約書(案)を修正します。事業契約書第8条も同様に修正します。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
178	事業契約書(案)	10	第4		第32条	3		建設等業務の実施	建設企業からの下請発注(一括を除く)については、公共工事等約款においても、発注者の「承諾」ではなく「通知」とされているものと考えますので、記載修正頂けますでしょうか？	事業契約書(案)を修正します。
179	事業契約書(案)	10	第4		第33条	1		建設等業務の体制等	履行のタイミングにもよりますが、時期が被るとすると、解体責任者と建設責任者は同一人でよいでしょうか。	兼任を認めます。
180	事業契約書(案)	10	第4		第33条	2		建設等業務の体制等	専門別の主任技術者とありますが、意匠・構造等とあり、ここでの主任技術者は建設業法上の位置づけと異なるのでしょうか？そうであれば、どのような位置づけでしょうか？	建設業法との位置づけとは異なります。本事業において事業者を求める体制です。
181	事業契約書(案)	10	第4		第34条	1		建設等業務開始前及び建設等業務実施中の書類の提出	「解体設計業務」の定義がございませんが、ここは「解体・撤去業務」でしょうか。	解体設計業務は、解体・撤去業務に含まれています。要求水準書第8.1.(6)を参照ください。
182	事業契約書(案)	10	第4		第34条	2		建設等業務開始前及び建設等業務実施中の書類の提出	前項(34条1項)とほぼ同内容の条項となっております。重複記載ではないでしょうか？	事業契約書(案)第34条第1項及び第2項では提出する書類が異なります。重複記載ではありません。
183	事業契約書(案)	10	第4		第34条	3		建設等業務開始前及び建設等業務実施中の書類の提出	建設業務に関する工事に着手する前に、「解体・撤去工事業務」の実施に必要な書類等を市に提出するとなっておりますが、「建設業務」の実施に必要な書類等の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
184	事業契約書 (案)	10 17	第4 第5		第35 条 第55 条			本工事に伴う近隣 対策	現時点において、近隣住民からの反対運動等 はございますでしょうか。 また、市の方で近隣の範囲についての想定等 はございますでしょうか。建設と維持管理にお ける近隣の範囲は同じと考えていらっしゃる のでしょうか。	本事業に対するご意見等は、いただいています。近 隣の範囲は、近接4学区を想定しています。維持管 理における近隣は、内容により瑞穂区全体のように 伸長する場合があると考えています。
185	事業契約書 (案)	12	第4		第38 条	3		工事の中止等	中止原因の「端緒」とありますが、本質的な原 因が事業者の責めに帰すべき事由による場 合は同項本文によるものとしていただけます でしょうか。	「端緒」につきましては事業契約書(案)において削 除します。
186	事業契約書 (案)	12	第4		第41 条	2		備品の調達及び設 置業務	「第43条による市の完工確認までに」とありま すが、第43条においては、整備施設及び解体 撤去工事の完工検査がそれぞれ実施される ことが予定されております。本条の什器備品 台帳は、整備施設ごとにそれぞれ各整備施設 の完工検査までに準備すればよいという理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	事業契約書 (案)	13	第4		第45 条	1 2		整備施設の引渡し	整備施設の引渡しが完了した日(本引渡日) は具体的にいつになりますでしょうか。第2項 に基づき、事業者が検査済証を提出した日と 理解してもよろしいでしょうか。また、整備施設 の具体的な引渡手続につき、ご教示下さい (要求水準書103ページの「引渡し予定日まで に本施設の所有権を市に移転する手続を行 い」の具体的手続をご教示下さい。)	完工検査完了後に市と協議の上で引渡し日を決定 します。 所有権を市に移転する手続としては、市名義で登 記を行っていただきます。
188	事業契約書	13	第4	第3節	第45 条	3		整備施設の引渡し	令和2年8月28日に公表された質問回答No.858 で「登記に係る費用は、事業者の負担」とされ ていますが、当該業務はSPCから司法書士に 直接委託して差し支えないでしょうか。	差し支えありません。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
189	事業契約書 (案)	13	第4		第46 条	2		整備施設の引渡し 遅延による費用負担	「サービス購入料A及びサービス購入料B(割賦手数料を除く。)の合計額」とありますが、消費税は含まれますでしょうか。第8条及び第72条には消費税を含むことが明記されていることとの比較からすると、本条の合計額に消費税は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	消費税を含みます。 事業契約書(案)を修正します。
190	事業契約書 (案)	15	第5		第51 条	3		指定管理者による 管理等	「本指定が維持管理運営業務の開始日までに行われない又はその効力を失った場合には、維持管理運営業務を開始することができない。」とありますが、この場合、事業者の責めに帰すべき事由により上記事象が生じたもの以外は、市の責めに帰すべき事由による重大な契約違反に該当すると理解してもよろしいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由により指定が行われない又はその効力を失った場合には、市の責任とします。
191	事業契約書 (案)	17	第5		第55 条	3		維持管理運営業務 に伴う近隣対策	たとえば、競技場運営時の騒音等については、事業契約書55条1項と3項のどちらが対象となるか、ご教示頂けますでしょうか。	競技場維持管理運営業務実施時の騒音については、事業契約書(案)第55条第1項の対象となります。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
192	事業契約書 (案)	17	第5		第58 条	4		利用料金	要求水準書108ページ、QANo460において「事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付してもらう場合がある」とあり、このような場合は市と事業者が協議をすることとなっております。他方で、事業契約書第58条第4項のような場合、「本事業契約の変更は行わない」と規定されております。 ① 収入が増の場合、「本事業契約の変更は行わない」(料金・収入の変更は行わない)ということと、要求水準書の記載(収入を一部市へ納付することがある)ということは矛盾しないのでしょうか(一部を納付する場合の具体的な処理方法等は、契約には記載されないのでしょうか。)。その場合、第14条第2項により、事業契約の方が優先するという理解でよろしいでしょうか。 ② 収入が大幅に減となった場合、QANo951によると、「ご指摘のような場合は事業者の意見を聞きます。」とあります。仮に収入増の場合に、市への納付について協議を行う(事業者が協議義務が課される)のであれば、当事者対等の原則に鑑み、減の場合にも、(市は意見を聞くではなく、)市と事業者は協議するものとしていただけないでしょうか。	①事業者の努力によらない事由により大幅な収入増があった場合を想定しており、事業契約の変更は行わず、収入の一部納付という取扱いとしますので、矛盾はないと考えています。なお、これまでの名古屋スポーツ施設においては、適用した事例はありません。 ②原案のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
193	事業契約書 (案)	18	第5		第59 条	1		本施設損傷時の取 扱い	施設の利用等に起因した場合で、事業者にも 市にも帰責性がなく、施設を損傷した第三者 が不明の場合で保険でもカバーされない場 合、本来的には、施設の所有者たる市が所有 者として施設損傷リスクを負うものと思われま すので、第三者が不明の場合(事業者が善管 注意義務を尽くしても第三者を見つけられな い場合)は、市の方でリスクを負っていただけ ないでしょうか。また、原案のとおりとなる場 合、どのような理由により事業者リスクとされ るのか、ご教示いただけますでしょうか。	「又は本施設利用者以外の第三者による損傷等」と し、「又は帰責者不明の人為的な損傷等」を削除し、 事業契約書(案)を修正します。
194	事業契約書 (案)	19	第6		第64 条	3		自主事業の一部又 は全部の終了	「市の判断により」とあり、事業者と協議が整 わない場合に主に市が判断するということに なることが想定されますが、この場合の市の 判断は、事業者側の事情を十分に認識しご理 解いただいた上で、合理的に行われると理解 してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	事業契約書 (案)	21 25	第9		第72 条 第76 条	2	(2) (3)	整備施設引渡し前 の事業者の責めに 帰すべき事由によ る契約解除等	融資契約を予定しており、株式・地位につい ては市の承諾を願い担保を設定予定であり、8 8条の直接契約等にて協議いただくとの認識 でよいでしょうか。(また、本来事業契約では めずらしい規定)	ご理解のとおりです。 この条項をもって、事業契約書(案)第88条の協議を 行わないとの意味ではありません。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
196	事業契約書(案)	21	第9		第72条	5		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	国交省の場合、入札談合を行った場合、請負代金の10%を違約金として支払うとなっており、WTO協定の対象事業で主導的役割を果たした場合でも、15%となっております。 (https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001361218.pdf) これと同内容の規定にご修正いただけないでしょうか。また、20%を変更できないとするとなぜ20%なのかという理由についてご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。
197	事業契約書(案)	21	第9		第72条	9		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	市が検査した上で合格したにもかかわらず、出来形を買い取らない場合というのはいりうるのでしょうか。出来形を買い取らない場合は、どのような場合でしょうか。	本項は、契約が解除された際の対応を規定するものである以上、市が出来形を買い取る義務はありません。よって、市の判断により出来形を買い取らない場合もあります。
198	事業契約書	22	第9	第2節	第72条	5		整備施設引渡し前の契約解除等	第72条第1項8号を起因として事業契約が解除された場合、「落札金額の100分の20」に相当する金額の違約金を支払うとの記載について、プロジェクトファイナンスの調達に多大な影響が出ます。 当該条項の削除や、基本協定書(案)第8条の規定にある「協力会社が該当した場合の措置」と条件を合わせて頂く等の負担軽減について、再度のご検討をお願いします。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
199	事業契約	22	第9	第2節	第72条	5		整備施設引渡前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	金融機関がSPCに対してプロジェクトファイナンスを提供する場合、事業期間に亘り、事業契約解除時に発生し得る可能性を有する違約金相当額以上の預金リザーブ又はこれをカバーできる保険への加入を要求いたします。しかし、第72条第1項8号を事由とした違約金相当額(落札金額の100分の20)の預金リザーブは非現実的な水準ですし、また違約金の水準を問わず、当該事由を対象とした保険での手当ても難しい状況です。実質的にプロジェクトファイナンスの提供が困難となりますため、但し書き以降の第72条第1項8号に起因した違約金の設定を削除いただきますようお願いいたします。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。
200	事業契約書(案)	22	第9		第72条	5		整備施設引渡し前の契約解除等に係る違約金	「ただし、第1項第8号に該当する場合においては、…落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」とありますが、当該ただし書きは、資金調達に支障を来す可能性が極めて高いことから、当該ただし書きを削除いただけませんか。協議中の各金融機関から、当該規定に対して「違約金が過大なため資金貸出は極めて難しい。」との厳しいご指摘をいただいております。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
201	事業契約書 (案)	22	第9	第2節	第72 条	5		整備施設引渡し以 前の契約解除等	第72条第5項のただし書き以下の削除をご検討頂けないでしょうか。 「第1項第8号に該当する場合においては本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする。」とありますが、落札金額が550億円(税込)だと仮定した場合、違約金は110億円と多額になり、かつ保険などのリスク転嫁手段もないところ、SPCには支払いが不可能なレベルの額であり、仮に帰責スポンサーに遡求するとしても苛烈な負担となります。当該内容については、令和2年8月28日に公表された「入札説明書等に関する質問への回答」(以下、第1回QAといいます。)にて、違約金を落札金額の100分の20相当額ではなくサービス購入料(整備業務)の100分の10相当額への変更(＝ただし書き以下の削除と同内容の変更)を希望する質問が複数あり(第1回QAのNo.899～902、905、906、908の7つ。削除を希望するNo.895、903の2つと合わせると9つ)、いずれも「原案の通りとします」とご回答頂いています。その後も弊社は、数多くの事業者と金融機関から、「原案の通りでは入札や融資の検討が難しくなりそうである」との意見を頂戴しています。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
								(上記質問から続く)	御市の国際展示場新第1展示館整備事業の事業契約書も拝見し、同様の内容の条文があることを確認いたしましたが、本事業は国際展示場に比べ金額も大きく、更に、整備する施設が非常に多岐にわたり、合わせて事業範囲も格段に広いため、本事業の応募者の中には、国際展示場とは異なり、数多くの構成員で連合して臨むところもあるかと思われます。また、「金融機関から資金調達が出来ない乃至調達条件が厳しすぎて提案がまとまらなくなりそうである」という意見も聞かれます。違約金の金額は通常、想定される損害金額や再公募するとした場合の手続き費用などを踏まえて決定されますが、本事業におけるそれらは落札金額の100分の20になるとは考えられず、懲罰的な水準にされたものと推察致します。	

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
								(上記質問から続く)	内閣府が公表する「契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－」の5-5「違約金3.違約金の支払い額」において、施設の完工前の違約金の額の設定については「建設工事費相当の対価の額の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額とする考え方などがある」と示されており、加えて、「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある」と示されています。また、国交省が公表する「PFI事業における事業契約書例第67条（乙の債務不履行等による契約の終了）【本契約締結から引渡しまでの間】及び第70条（乙の債務不履行等による契約の終了）【引渡し以降】」において同様の計算式が示されており、加えて、「絶対額としての違約金の額が、選定事業者に緊張感を与える一方で、あまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。御市のためにも、より多くの事業者の参加を促すために、第72条第5項のただし書き以下の削除をご検討頂けないでしょうか。 尚、御市のお考えとしてただし書き以下の削除がどうしても難しいという場合は、内閣府が公表する「契約に関するガイドライン」や国交省が公表する「PFI事業における事業契約書例」を踏まえた違約金の額への見直しをご検討願います。具体的には、落札金額ではなく、建設工事費の100分の10の水準などへの変更をご検討願います。	

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
202	事業契約書	22	第9	第2節	第72条	7		整備施設引渡し前の契約解除等	契約保証金またはそれに関わる担保提供物の違約金へ充当規定について、72条1項8号に起因する部分については、本来の整備業務の履行を目的とした契約保証の趣旨と異なると思われますので、規定から除外として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
203	事業契約書(案)	22	第9		第72条	7		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「第4項の場合において」とありますが、「第5項」の誤りかと思しますので、修正いただけますでしょうか。	事業契約書(案)を修正します。
204	事業契約	23	第9	第2節	第72条	10		整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	金融機関が設計・建設期間中にSPCに対してプロジェクトファイナンスを提供する場合、貴市よりSPCが受領する整備業務にかかる対価(サービス購入料A・B)が唯一の返済原資となります。金融機関からの資金提供が困難となりますため、社会通念上の不利益とならないよう、本施設の出来形部分が既に存在する状況においては、基本的には本項に基づく原状回復請求はなされない理解でよろしいでしょうか。	市が本施設の出来形部分を買取らないと判断した場合には、本項に基づき原状回復請求を行います。
205	事業契約書(案)	23 26	第9		第74条 第78条	1		整備施設引渡し前の法令変更による契約解除等	法令等変更に該当するかどうかは市が判断することとなっておりますが、法令等変更により、事業者が本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、再度、本条に従って協議いただけないでしょうか。	法令等の変更が生じた場合、事業者は市に対して事業契約(案)第83条第1項に基づき通知を行ってください。 市は、事業の継続可能性につき、事業契約書(案)第83条2項に基づき事業者と協議を行ったうえで、合理的に判断を行います。 当該協議において事業者と協議を行っている以上、市は再度の協議を行いません。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
206	事業契約書 (案)	23 24 26 26	第9		第74 条 第75 条 第78 条 第79 条	1	(2) (3)	整備施設引渡し前 の契約解除等	帰責事由がない場合について、株式売渡・地位譲渡については、その時点での当事者間協議によるものとして合意した場合とするのが、合理的に相当と考えます。内容修正をご検討頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
207	事業契約	25	第9	第3節	第76 条	5		整備施設引渡以降 の事業者の責めに 帰すべき事由によ る契約解除等	金融機関がSPCに対してプロジェクトファイナンスを提供する場合、事業期間に亘り、事業契約解除時に発生し得る可能性を有する違約金相当額以上の預金リザーブ又はこれをカバーできる保険への加入を要求いたします。しかし、第72条第1項8号を事由とした違約金相当額(落札金額の100分の20)の預金リザーブは非現実的な水準ですし、また違約金の水準を問わず、当該事由を対象とした保険での手当ても難しい状況です。実質的にプロジェクトファイナンスの提供が困難となりますため、但し書き以降の第72条第1項8号に起因した違約金の設定を削除いただきますようお願いいたします。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
208	事業契約書 (案)	25	第9		第76 条	5		整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「ただし、第72条第1項第8号に該当する場合においては、・・・落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする」とありますが、当該ただし書きは、資金調達に支障を来す可能性が極めて高いことから、当該ただし書きを削除いただけませんか。協議中の各金融機関から、当該規定に対して「違約金が過大なため資金貸出は極めて難しい。」との厳しいご指摘をいただいております。 ※本質問につきましては、官民対話の際、「後日回答する」との発言をいただいておりますので、本質疑への回答に先んじて個別にご回答いただける場合は、今回の質問項目からは外していただいて結構です。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。
209	事業契約書	25	第9	第3節	第76 条	5		整備施設引渡し以降の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	第72条第1項8号を起因として事業契約が解除された場合、「落札金額の100分の20」に相当する金額の違約金を支払うとの記載について、プロジェクトファイナンスの調達に多大な影響が出ます。 当該条項の削除や、基本協定書(案)第8条の規定にある「協力会社が該当した場合の措置」と条件を合わせて頂く等の負担軽減について、再度のご検討をお願いします。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
210	事業契約書 (案)	25	第9	第3節	第76 条	5		整備施設引渡し以 後の契約解除等	第76条第5項のただし書き以下の削除をご検討頂けないでしょうか。 「第72条第1項第8号の事由に該当する場合においては本事業にかかる落札金額の100分の20に相当する金額を違約金とする。」とありますが、落札金額が550億円(税込)だと仮定した場合、違約金は110億円と多額になり、かつ保険などのリスク転嫁手段もないところ、SPCには支払いが不可能なレベルの額であり、仮に帰責スポンサーに遡求するとしても苛烈な負担となります。また、第72条が整備施設引渡前についてであったのに対し、第76条は整備施設引渡完了後ですが、引き続き、違約金の額を落札金額に対する一定割合とされるのは何故でしょうか。当該内容については、令和2年8月28日に公表された「入札説明書等に関する質問への回答」(以下、第1回QAといいます。)にて、違約金を落札金額の100分の20相当額ではなくサービス購入料(維持管理運営業務)の100分の10相当額への変更(＝ただし書き以下の削除と同内容の変更)を希望する質問が複数あり(第1回QAのNo.917～919、923、924の5つ。削除を希望するNo.920、921、925の3つと合わせると8つ)、いずれも「原案の通りとします」とご回答頂いています。その後も弊社は、数多くの事業者と金融機関から、「原案の通りでは入札や融資の検討が難しくなりそうである」との意見を頂戴しています。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
								(上記質問から続く)	御市の国際展示場新第1展示館整備事業の事業契約書も拝見し、同様の内容の条文があることを確認いたしましたが、本事業は国際展示場に比べ金額も大きく、更に、整備する施設が非常に多岐にわたり、合わせて事業範囲も格段に広いため、本事業の応募者の中には、国際展示場とは異なり、数多くの構成員で連合して臨むところもあるかと思われます。また、「金融機関から資金調達が出来ない乃至調達条件が厳しすぎて提案がまとまらなくなりそうである」という意見も聞かれます。 違約金の金額は通常、想定される損害金額や再公募するとした場合の手続き費用などを踏まえて決定されますが、本事業におけるそれらは落札金額の100分の20になるとは考えられず、懲罰的な水準にされたものと推察致します。内閣府が公表する「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてーの5-5違約金3.違約金の支払い額」において、施設の完工後の違約金の額については、「解除された事業年度1年間分の維持・管理費及び運営費相当の対価の100分の10(場合によっては100分の20)に相当する額等」と示されており、加えて、「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある」、「融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性があることに留意が必要である」と示されています。	

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
								(上記質問から続く)	また、国交省が公表する「PFI事業における事業契約書例第70条(乙の債務不履行等による契約の終了)【引渡し以降】」においても同様の計算式が示されており、加えて、「絶対額としての違約金の額が、選定事業者に緊張感を与える一方で、あまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。御市のためにも、より多くの事業者の参加を促すために、第76条第5項のただし書き以下の削除をご検討頂けないでしょうか。 尚、御市のお考えとしてただし書き以下の削除がどうしても難しいという場合は、内閣府が公表する「契約に関するガイドライン」や国交省が公表する「PFI事業における事業契約書例」を踏まえた違約金の額への見直しをご検討願います。具体的には、落札金額ではなく、事業年度1年間分の維持・管理運営費の100分の10の水準などへの変更をご検討願います。	
211	事業契約書	25	第9	第3節	第76条	8		整備施設引渡以降の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	サービス購入費Bの残額と履行済サービス購入費C及びDの合計額と、違約金との相殺規定について、72条1項8号に起因する部分については、整備業務や維持管理業務の誠実な履行を目的とした本来の趣旨と異なると考えられますので、規定から除外として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
212	事業契約書(案)	28	第10		第82条	2		事業者による事実の表明・保証及び誓約	「事業者の代表者、役員又は商号等」とありますが、「等」には何が含まれるのでしょうか(代表者、役員、商号以外に何が通知事項となるのでしょうか。)	登記簿に記載する事項が通知事項となります。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
213	事業契約書 (案)	34	別紙1					用語の定義	解体施設、整備施設の定義はありますが、「建築整備施設」「公園整備施設」の定義がありませんので記載頂けますでしょうか。	要求水準書により特定されるため、要求水準書を参照ください。
214	事業契約書 (案)	35	別紙1					用語の定義 事業用地	事業用地の定義は要求水準書において定義されていないかと思われませんが、定義いただけますでしょうか。	事業用地は、要求水準書における事業予定地の記載により特定されます。 事業契約書(案)別紙1用語の定義の「22. 事業用地」において追記します。
215	事業契約書 (案)	39	別紙2					事業概要書	本別紙には、具体的にどのようなことが記載されるのでしょうか。また、本別紙を作成するのは、市という理解でよろしいでしょうか。	記載事項は、要求水準書及び提案に基づく重要事項等です。 事業概要書の概要については、事業者が作成し、市と協議の上決定します。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
216	事業契約書(案)	40	別紙3					日程表	第4条第2項によると、別紙3の日程表には、①各本件業務の開始予定日、②整備施設の本引渡予定日を記載することを想定されているように読めますが、それ以外に別紙3に記載予定の日程がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	維持管理運営業務の終了予定日につきましても合わせて記載することを想定しています。
217	事業契約書(案)	41	別紙4			1		建設工事保険	質問回答No.416にて、解体・撤去期間の建設工事保険は不要と回答いただきましたが、当該項目も併せて修正いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)を修正します。
218	事業契約書(案)	41	別紙4	第1		1		建設工事保険	「保険の期間 解体・撤去工事着工予定日を始期とし、新施設引渡予定日を終期とする。」とされておりますが、建設工事保険は解体後の本着工時の付保が一般的です。請負業者賠償責任保険と逆になっていると思われるので、「解体・撤去後の本着工予定日を始期」と修正いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)を修正します。
219	事業契約書(案)	41	別紙4	第1		2		請負業者賠償責任保険	「保険の期間 建設工事着工予定日を始期とし、新施設引渡予定日を終期とする。」とされており、建設工事保険と逆になっていると思われます。請負業者賠償責任保険は解体着手からの付保が一般的ですので、始期を「解体・撤去工事着工予定日」と修正していただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)を修正します。
220	事業契約書(案)	48	別紙9			2		不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	No.949質疑回答にて「利用料金収入については原則として事業者の負担ですが、市との協議によります」とありますが、遺失利益の考え方をご教示下さい。	事業契約書(案)の修正版(令和2年11月6日公表)のとおりとします。

第2回 入札説明書等質問回答

■事業契約書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
221	事業契約書 (案)	48	別紙9			2		不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	整備業務の完了後とありますが、新競技場の整備完了後という理解でよろしいでしょうか。	陸上競技場のみではなく、全ての整備施設の整備完了後を意味します。
222	入札説明書等に関する 質問回答	110	No.939					用語の定義	「本事業関連書類に含まれる」とこと「契約を構成する」ことは同義ではなく、実施方針、実施方針等質疑回答は本事業関連書類には含まれるが、契約を構成するものでないということでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回 入札説明書等質問回答

■基本協定書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
223	基本協定書(案)	1	第2条				目的	「落札者が…設立する事業者…」とありますが、「構成員が…」の方が適当かと思しますので、修正いただけますでしょうか。	落札者は基本協定書(案)第4条により事業者の設立義務を負います。よって、原案のとおりとします。
224	基本協定書(案)	2 3	第3条 第6条				当事者の義務	「市の要望事項」とありますが、具体的にはどのような内容の要望を想定されていますでしょうか。要求水準書の記載から逸脱しない範囲で、かつ事業費に影響を与えない範囲の要望事項であると理解してもよろしいでしょうか。仮に事業費に影響を与えるような要望事項があった場合、要求水準未達等、事業者の責めに帰すべき事由に基づく要望以外の場合、当該要望事項に対応するために発生する費用は市に負担していただけると理解してもよろしいでしょうか。	前段については、現段階では市の要望事項につき具体的な内容は想定しておりません。ただし、要望事項は合理性のあるものに限りです。後段については、事業契約書(案)に基づき市が費用負担をする旨が定められている場合、市は費用の負担を行います。
225	基本協定書(案)	2 3	第3条 第6条	2			当事者の義務	本項の義務は努力義務であると理解してもよろしいでしょうか。	市の要望を尊重すること自体は義務となりますが、市の要望事項をすべて実現することを義務付ける規定ではありません。
226	基本協定書(案)	2	第4条	1			事業者の設立	「落札者」ではなく、「構成員」が主語の方が適当かと思えます。	協力会社も、構成員の事業者設立支援を行うことは可能です。よって、原案のとおりとします。
227	基本協定書(案)	2	第5条	2			事業者の株主	別紙3の株主誓約書を提出するタイミングは、①事業契約(本契約)締結後(議会の議決後)、及び②株主又は資本金の変更後でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	基本協定書(案)	3	第5条	2	(3)		事業者の株主	「当該譲渡後も第1号に定める要件を満たしている限りにおいて、市はこれを『原則として』承諾するものとする。」とありますが、要件を満たしているにもかかわらず、市が承諾をしない例外的場合として具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。	市は不合理に承諾を留保、遅延又は拒絶することはありません。

第2回 入札説明書等質問回答

■基本協定書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
229	基本協定書 (案)	3	第5条	2	(4)		事業者の株主	株式を譲渡する場合の株式譲受人の別紙3の株主誓約書提出のタイミングですが、譲渡前、譲渡後の2回必要となると理解してもよろしいでしょうか。これは、譲渡人のみが記名押印して提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。それとも、別紙3の様式のとおり、その当時における全株主が記名押印の上、提出する必要がありますでしょうか。特に後者の場合、第3号において市の事前の書面による承諾も必要とされていることや、譲渡前後にタイムラグが少ないことを考えると、譲渡前の株主誓約書の提出は不要ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。株主全員の記名押印にはそれなりの手続が必要となりますので、ご配慮いただきたく存じます。	第1文については、ご理解のとおりです。第2文については、譲渡前に株主譲受人が提出する株主誓約書は譲受人のみの記名押印で足りませんが、譲渡後に株主が提出する株主誓約書は全株主が記名押印してください。
230	基本協定書 (案)	3	第5条	3			事業者の株主	株主間協定を提出することとなっておりますが、第2項に記載されている株主の誓約事項が遵守されていることが示せばよく、それに関連しない事項については、黒塗りにする等して提出させていただいてもよろしいでしょうか。	誓約事項と関連しない事項についても、原本証明書付きの写しの提出をお願いします。
231	基本協定書 (案)	3	第5条	4			事業者の株主	「第2項第4号に従って、、、」とありますが、第3号も含めるべきかと思います。	基本協定書(案)第5条第2項第3号ただし書きに基づき、事業者の株式を第三者に譲渡することは認められません。よって、原案のとおりとします。
232	基本協定書 (案)	4	第8条			本文	事業契約の不締結	「本件契約」の定義がないのですが、「本基本協定」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。
233	基本協定書 (案)	4	第8条			本文	事業契約の不締結	「協力企業」は、「協力会社」の誤りでしょうか。	基本協定書(案)を修正します。

第2回 入札説明書等質問回答

■基本協定書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
234	基本協定書 (案)	8					事業者の確認書	本確認書には、事業者が、本基本協定(「本基本協定書」とありますが、「本基本協定」の誤りだと思います。)書の各条項を遵守するとありますが、具体的に事業者が遵守する条項は、本基本協定において事業者の権利義務が記載されている部分(第4条第2項)を指しているものと理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の権利義務が記載されている部分は第4条第2項に限りません。なお、基本協定書(案)において、「本基本協定」と修正します。
235	基本協定書 (案)	10					株主誓約書の様式	第5条第2項と別紙3の内容が一致しておらず、別紙3にのみ第4項が加わっております。基本協定書と誓約書における誓約事項が異なる理由をご教示下さい。	別紙3第4項は基本協定書(案)第5条第2項第2号の規定と同様の定めです。
236	基本協定書 (案)	10					株主誓約書の様式	別紙3の第5項について、基本協定書には例外が記載されておりますので、誓約書においてもこのことを明示していただけますでしょうか。	基本協定書(案)第5条第2項第3号ただし書きの場合においても市の事前の書面による承諾が必要なことには変わりありません。よって、原案のとおりとします。なお、基本協定書(案)第5条第2項第3号ただし書きの適用はあります。